

八代市学校施設等整備保全計画

令和元(2019)年10月
令和7(2025)年3月一部改定
八代市教育委員会

■八代市学校施設等整備保全計画の一部改定にあたって

本計画は、令和元（2019）年度の策定から令和6（2024）年度で5年が経過します。

その間、国は「バリアフリー法」改正を行い、文部科学省では「学校施設バリアフリー化推進指針」を改定、本市においては本計画の上位計画である「八代市公共施設等総合管理計画」の一部改定と「八代市公共施設個別施設計画」の策定を行いました。加えて、令和4年に「八代市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「ゼロカーボンやつしろ推進計画」を策定しました。

また、文部科学省より、令和4（2022）年3月に「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」が公表され、長寿命化とあわせて学校規模の適正化・適正配置、他の公共施設との複合化・共用化、管理運営面の改善等を含めた検討など、部局横断的な検討体制を構築し、教育環境の向上とコスト最適化を実現することが重要であることが示され、さらなる計画的・効率的な施設整備の実現に向け、令和5（2023）年3月に「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」とその「試算ソフト（改定版）」の提供がありました。

一方で、本市の学校施設整備は、普通教室等へのエアコン設置やGIGAスクール構想タブレット端末導入による校内ネットワーク整備、トイレ洋式化などが進められ、取り巻く環境に変化が生じてきています。

さらに令和2年7月豪雨では、坂本地区を中心に土砂崩れや球磨川流域の氾濫が発生し、多くの公共施設が大きな被害を受けました。学校施設への直接的被害は無かったものの、防災機能強化への取組みや整備が必要であることを改めて再認識したところです。

このようなことを踏まえ、加筆・修正を行いました。

主な改定箇所は、次のとおりです。

- ・【全体】上位計画「八代市公共施設等総合管理計画」の改定等に伴う更新
- ・【全体】施設情報、各統計情報等の更新
- ・【p11】防災機能強化関連の追記
- ・【p14、20、23】バリアフリー化関連の追記
- ・【p24】ゼロカーボン推進関連の追記
- ・【p22】計画的整備手法における本市学校施設等の整備時期イメージの更新
- ・【p24～26】試算ソフト（R5改定版）による検証の追加

令和7年3月

目 次

八代市学校施設等整備保全計画（本編）

第1章 はじめに	1
1 背景	
2 目的	
3 位置付け	
4 対象期間	
5 対象施設	
第2章 学校施設の実態	4
1 施設	
2 人口	
3 財政	
第3章 基本的な考え方	20
1 学校施設等の目指すべき姿	
2 長寿命化と計画的整備の考え方	
第4章 学校施設等を維持し続けるための手法	27
1 学校施設等を維持し続けるための目標設定	
2 「保有資産量の縮充」を踏まえた取組み	
3 検証に基づいた実施計画の策定にあたっての留意事項	
第5章 今後の取組みと計画の見直し	31
1 継続的運用に向けて	
2 今までの取組みと今後の取組み	
3 計画の見直し（フォローアップ）	

目 次

八代市学校施設等整備保全計画（資料編）

資料 1	学校施設等一覧	1
資料 2	小中学校施設のトイレ洋便器率	2
資料 3	学校施設の運営状況	2
資料 4 - 1	構造躯体の健全性の把握	3
資料 4 - 2	躯体以外の劣化状況の評価基準	4
資料 4 - 3	躯体以外の劣化状況の評価基準（屋根・屋上）	5
資料 4 - 4	躯体以外の劣化状況の評価基準（外壁）	6
資料 4 - 5	躯体以外の劣化状況の評価基準（内部仕上、電気設備、機械設備）	7
資料 5	改修等の整備水準	8
資料 6	関連する計画等	9

八代市学校施設等整備保全計画（本編）

第1章 はじめに

1 背景

平成24（2012）年に発生した中央自動車道の笹子トンネル天井落下事故により、産業や生活の基盤であるインフラの老朽化が問題となり、学校や病院など生活に必要な社会資本である国、地方公共団体の公共施設の維持管理・更新の必要性が全国的な課題となっています。

国は、インフラに関する維持管理の方向性を示す『インフラ長寿命化基本計画』（以下「インフラ基本計画」という。）を平成25（2013）年に策定しました。

このインフラ基本計画を踏まえ文部科学省は、『文部科学省インフラ長寿命化計画』（以下「文科省長寿命化計画」という。）を平成27（2015）年に策定し、また、各教育委員会に対し、令和2（2020）年度までに公立学校施設に係る個別施設計画の策定及び学校施設の改修などについて計画的に着実に取組むよう求めています。

本市においても、インフラ基本計画を踏まえた市有施設に関する『八代市公共施設等総合管理計画』※1（以下「市総合管理計画」という。）を平成29（2017）年に策定し、令和4年（2022）年3月に改訂したところです。さらに市総合管理計画を推進するため、公共施設（学校教育系施設、子育て支援施設等を除く。）ごとの具体的な対応方針を示した『八代市公共施設個別施設計画』※1（以下「市個別施設計画」という。）を同年同月に策定しています。

本市の学校施設は、市有施設の約4割を占め、そのうち、高度経済成長や第2次ベビーブームなどの児童生徒数の増加に合わせて集中整備された築30年以上経過しているものが約7割を占めています。さらに10年後には8割を超えることが予測されています。また、近年の学校施設の整備は、八代市立学校施設耐震化計画に基づく校舎・体育館の改築や耐震改修、体育館の非構造部材※2の耐震対策を優先的に実施してきたことから、老朽化・長寿命化対策が遅れている状況です。

一方、人口減少や少子高齢化が進行中の本市は、税収の減少と扶助費※3の増加に伴い財政状況が今後ますます厳しくなることが予想されています。

※1 八代市公共施設等総合管理計画、八代市公共施設個別施設計画：資料編P.9 資料6参照。

※2 非構造部材：建物を構成する部材のうち、柱や梁、床などの建物を支える構造体以外の部材のこと。
外壁や天井材、建具、ガラスなどの内外装材や照明器具などの設備機器がこれにあたる。

※3 扶助費：生活に困っている人や子育てをしている世帯、障がい者、高齢者などの生活を支援するための経費のこと。生活保護費、児童手当など。

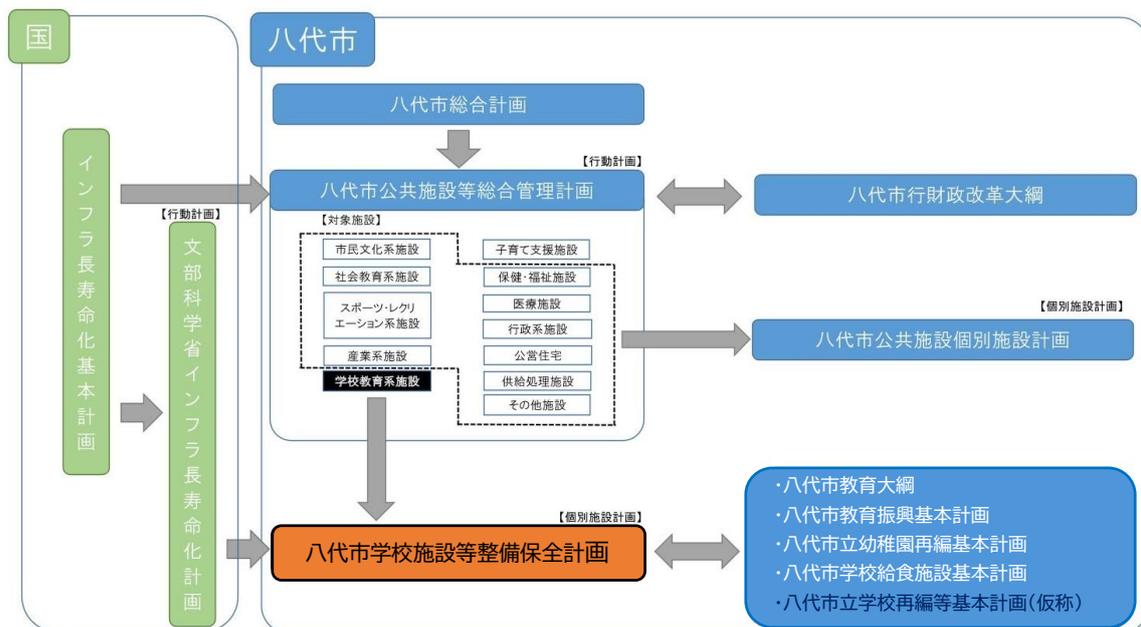
2 目的

今後、集中整備された多くの施設が一斉に老朽化し更新時期を迎えることが予測され、従来どおりの学校施設の改築、大規模改造などの整備手法や維持管理方法では、多くの予算が必要となり、対応が困難になることが容易に想定できます。限られた予算の下で増加する膨大な老朽施設を再生するためには、施設の劣化状況や学校施設を取り巻く環境を総合的に把握し、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に行っていくことが重要となります。

『八代市学校施設等整備保全計画』（以下「本計画」という。）は、安全・安心で快適な教育環境を確保するために、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストを把握し、そのコストの縮減と学校施設に求められる機能・性能を確保するため、施設を計画的に整備していくことを目的として策定します。

3 位置付け

本計画は、国のインフラ基本計画を踏まえた文科省長寿命化計画及び市総合管理計画の個別施設計画として位置づけます。



【図 1-1】 八代市学校施設等整備保全計画の位置付け

4 計画期間

本市の市総合管理計画が2017（平成29）年度から2056年度までの40年間を計画期間と定めていることから、本計画の計画期間は、2019（令和元）年度から2056年度までの38年間とします。

概ね10年ごとの

2019～2026年度（8年間）を「第1期」

2027～2036年度（10年間）を「第2期」

2037～2046年度（10年間）を「第3期」

2047～2056年度（10年間）を「第4期」

とします。

5 対象施設

本計画の対象施設^{※1}は、八代市立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及び学校内の単独調理場、学校給食センター（以下「学校施設等」という。）とします。

※1 対象施設：資料編P.1 資料1「学校施設等一覧」参照。

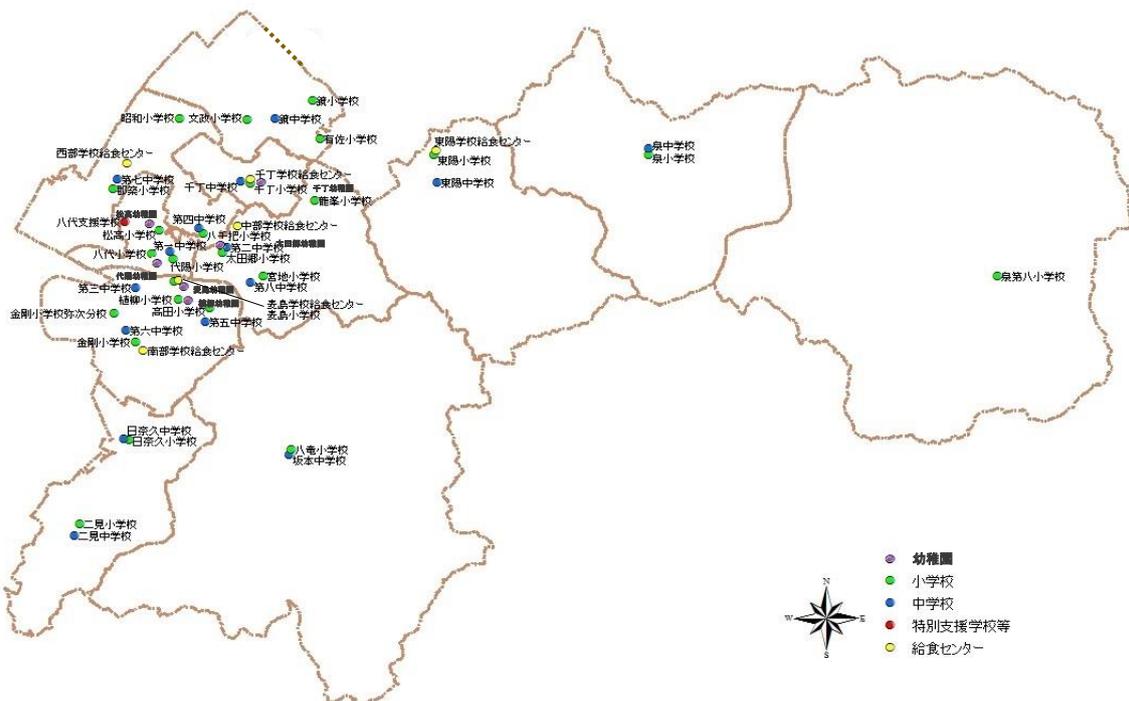
第2章 学校施設等の実態

1 施設

(1) 学校施設等の配置状況

本市には、小学校24校（うち分校1校及び単独調理場6箇所を含む）、中学校15校（うち単独調理場2箇所を含む）、特別支援学校1校、幼稚園6園の合計46校の学校施設と学校給食センター6箇所があります（令和5年4月1日現在）。

市の西側平野部に多く配置されており、東側山間部は学校施設等の統廃合が進んだことにより、平野部に比べ少ない状況になっています。

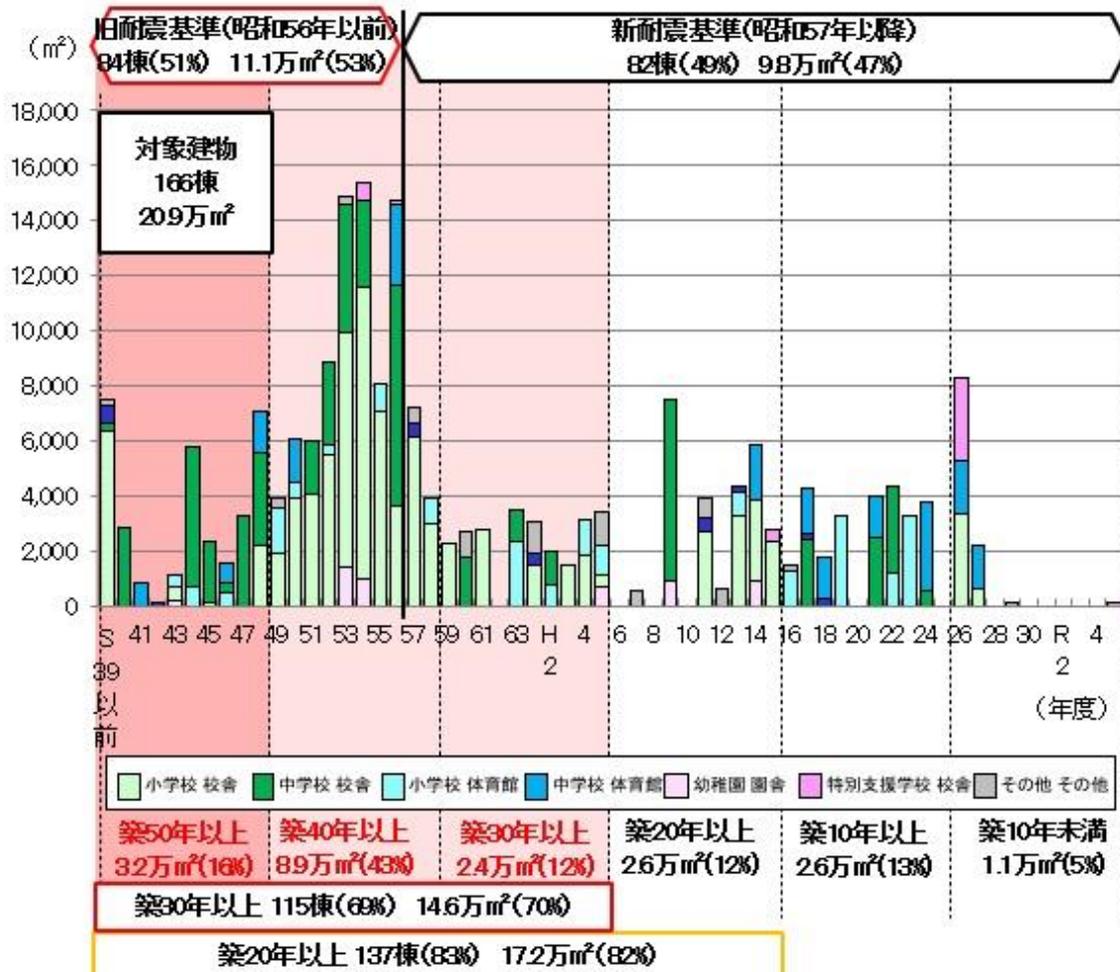


【図 2-1】学校施設等の配置状況

(2) 学校施設等の築年別整備状況

現在の学校施設等は、第2次ベビーブームなどの児童生徒数の増加に合わせて昭和40年代から50年代に集中的に建設されており、今後、一斉に更新時期を迎えることとなります。

令和5（2023）年現在において、学校施設等の70%（延床面積：14.6万㎡）が築30年以上経過しており、今後、さらに10年間で82%（延床面積：17.2万㎡）となり、急激に老朽化が進行する見込みとなっています。



【図 2-2】 学校施設等の保有量（築年別整備状況）

(3) 現在の学校施設等の状況

(ア) 校舎・園舎

校舎・園舎の一部は、大規模改造、耐震改修などによりリニューアルしていますが、ほとんどの普通教室、特別教室や職員室などは建設当時のままとなっており、老朽化しています。経年劣化による不具合や古い設備機器の更新など、学校から数多くの修繕や改修の要望が寄せられています。

※ 旧耐震基準、新耐震基準：建物が地震の揺れなどに耐えることができる構造基準。建築基準法の現行基準が昭和56（1981）年に導入されたことにより、同5月31日までの基準が旧耐震基準、同6月1日以降が新耐震基準と呼ばれる。新耐震基準は震度6強～7程度の揺れに対して倒壊しないように設定されている。



【写真 2-1】 梁のクロスが剥れてしまった教室



【写真 2-2】 老朽化が進んだ職員室の天井

(イ) 体育館・遊戯室

体育館・遊戯室は子どもたちの教育活動の場であり、また、地域の社会体育活動の場でもあります。さらに災害時における避難所としての機能が求められています。

経年劣化による天井や壁からの雨漏り、建具の不具合、床板のささくれが見受けられます。また、避難所としてスロープ設置やトイレの洋式化・バリアフリー化が必要です。



【写真 2-3】 体育館壁からの雨漏りの状況



【写真 2-4】 体育館床板のささくれ

(ウ) 運動場・学校敷地

運動場は、水はけが悪く、雨が降った翌日以降にも水たまりが解消できず、授業などに支障がでています。土の補充による応急措置を行っていますが、補充した土が学校の敷地外の道路側溝や河川に流れ出して周辺環境に悪影響を及ぼしています。

また、学校敷地内の樹木については、数も多く、繁茂・高木化した樹木の落ち葉などによる近隣からの苦情や老木化した樹木の倒木、枝の落下の恐れが生じていることから適切な管理を行っていく必要があります。



【写真 2-5】 雨水の流れた跡の残ったグラウンド



【写真 2-6】 ナイター照明に支障を及ぼす高木

(エ) プール

プールは、築40年以上経過したコンクリート製プールが60%を占めており、プール槽やプールサイドの劣化が進んでいます。コンクリート製プール以外でも、プール槽の漏水、ろ過機などの機器の不具合が生じています。しかし、プールの使用期間が年間約2ヶ月の極めて短期間であることから、部分的・応急的な補修にとどまっています。令和5年度から令和6年度まで、今後のプールのあり方を検討するため、近隣校プールや市有プール、民間プール等を活用したモデル事業を実施し、学校プール施設の集約化・共有化の可能性を検証した結果、様々な効果と実現性の確認ができました。今後は、各学校の実情に応じて費用対効果を踏まえた効率的・効果的な水泳授業の方策を検討していく必要があります。



【写真 2-7】塗装の剥がれたプール槽



【写真 2-8】劣化の進んだプールサイド

(オ) 単独調理場

単独調理場の中には、新耐震基準に適合していない施設があり、早急な対策が必要です。

作業区域の区分、ドライシステム^{※1}化及び検収室^{※2}の設置など国が定めた「学校給食衛生管理基準」への適合については、空調設備の整備や作業区域の区分など大規模な改造が必要ですが、既存の施設では構造と面積の不足から改修も困難な状況にあります。



【写真 2-9】新耐震基準に適合していない施設



【写真 2-10】塗装の剥がれた床

※1 ドライシステム：床に水が落ちない構造の施設・機械・器具を使用し、床が乾いた状態で調理や洗浄作業を行う方式。高温多湿による細菌やカビの繁殖を抑え、床からの跳ね水による食品への二次汚染を防ぐ。

※2 検収室：納入された食品の点検や専用容器に移し替える作業を行う部屋。食品に付着している泥やほこりなどの異物や有害微生物を調理室内に持ち込まないためのもの。

(カ) 学校給食センター

学校給食センターは老朽化に伴う屋根、壁や床の劣化により雨漏りなどがあり、ドアやシャッターの不具合も発生しています。

6施設中4施設では施設全体の空調設備がないことで高温多湿の作業環境となり、調理員の体調管理や衛生上の問題があります。単独調理場と同様に学校給食衛生管理基準で求められている仕様に適合しておらず、既存の施設では構造と面積の不足から改修は困難となっています。

単独調理場と学校給食センターは、令和4年度に策定した『八代市学校給食施設基本計画』※¹に基づき、令和13年度までに新たな学校給食センターを2施設整備し、既存施設の再編統合を行う予定です。



【写真 2-1 1】施設内の雨漏りあと



【写真 2-1 2】錆の発生したシャッター

(4) 部位別の老朽化状況

(ア) 屋上・屋根

屋上・屋根は、経年劣化したものが多く、雨漏りが発生しています。順次、補修や改修を行っていますが、対応が追いついていない状況です。雨漏りが発生すると天井材の落下の危険性やカビの発生などによる健康被害が懸念されます。

また、樋周りに泥や落葉などが堆積している状況が見受けられ、雨水排水管のつまりや植物の繁茂などが起こり、雨漏りの原因になっていることから、定期的な清掃が必要です。



【写真 2-1 3】劣化した体育館の屋根



【写真 2-1 4】植物の繁茂した屋根

※1 八代市学校給食施設基本計画：資料編 P.9 資料6 参照。

(イ) 外部

外壁は、劣化が進むとモルタルや外装板などの仕上げ材落下の危険性があります。特に庇の軒裏の劣化が著しく鉄筋の腐食によるコンクリートの爆裂^{※1}が見られます。また、窓周りのシーリング材^{※2}が劣化し、室内への漏水を生じさせています。

様々な補修は部分的に行われていますが、全面的な改修を行うまでには至っていません。さらに、平成28（2016）年の熊本地震により多数の学校で外壁やテラスにひび割れが発生し、補修を行いましたが、小さなひび割れが残っているところがあります。

令和2年度から外壁調査点検^{※3}を年次計画に基づき順次実施しており、その結果に基づく計画的な改修が必要です。



【写真 2-15】庇の軒裏に発生した爆裂



【写真 2-16】ひび割れの発生した外壁

(ウ) 内部

室内も経年劣化したものが多く、天井からの雨漏り、建具の不具合、カバン棚や掃除道具入れなどの木部にささくれが生じています。床は P タイル^{※4}から杉・桧板への貼替など木質化が図られていますが、一部の学校ではそのままの状態です。また、貼替済みの学校においても、劣化による床板補修の要望が学校から多く寄せられています。



【写真 2-17】教室の雨漏りあと



【写真 2-18】教室床板の劣化

-
- ※1 爆裂：鉄筋コンクリート内部の鉄筋が雨水侵入による錆で腐食膨張し、表面のコンクリートを押し出し剥落させる現象のこと。
 - ※2 シーリング材：建物外部のサッシ取付部、外壁の継ぎ目などから空気や水が入らないよう隙間に充填する材料のこと。シリコーンなどのバテ状で不定形のものやゴムなどのひも状のものなどがある。
 - ※3 外壁調査点検：建築基準法第12条に基づく点検。外装仕上げ材等の落下により児童等に危害を加えるおそれがあるため、テストハンマー等を用いて打診点検し劣化及び損傷の状況を調査するもの。
 - ※4 Pタイル：30cm角の薄い板材の塩化ビニル系床材。硬質で耐久性、耐水性、耐摩耗性に優れ、オフィス・店舗・公共施設などで多く使用されている。

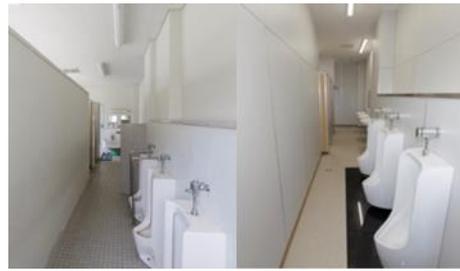
(エ) トイレ

トイレは、建設当時からそのままの状態のものが多く、配管の詰まりやタイル目地への汚れの染み込みによる悪臭の発生、トイレブースの破損、壁タイルの割れなど老朽化が著しい状況です。また、職員用のトイレが不足しています。さらに、家庭や他の公共施設ではトイレの洋式化が進んでいますが、本市の小中学校の洋便器率^{※1}は全国平均を下回っています。学校などからトイレ改修の要望が多く寄せられています。

令和元年度から便器の洋式化と内装改修などのトイレ改修に着手し、令和5年度から重点的に整備をすすめ、令和7年度の完了を目指しています。



【写真 2-19】便器の洋式化（改修前後）



【写真 2-20】内装改修（改修前後）

(オ) 電気設備（照明器具、受変電設備^{※2} など）

照明器具は、多くの学校施設等で器具が耐用年数を超えており、劣化が顕著な状況です。省エネ効果が高いとされる照明器具のLED化も進んでいませんが、LED化を行うことにより、消費電力の削減及び器具の長寿命化が図られ、維持管理費の大幅な削減にもつながることから、計画的に整備する必要があります。一方で、蛍光ランプについても、令和5年「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、製造・輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定されたことから、在庫切れにより修繕が困難となる前に早急な対応が必要となります。

受変電設備は、施設全体への電気を供給する重要な設備で、劣化が進むと停電につながります。令和元年度の教室エアコン整備により更新が進んだものの、メーカーの更新推奨時期を超えているものが複数あり、計画的な設備更新が必要です。



【写真 2-21】LED化されていない照明器具



【写真 2-22】老朽化した受変電設備

※1 洋便器率：小中学校内の便器に占める洋便器の割合。資料編 P.2 資料2 参照。

※2 受変電設備：変電所から送電された6,600ボルトの電気を、学校施設等で利用できる100ボルトや200ボルトに降圧するための設備。箱体であることからキュービクルと呼ばれる。

(カ) 機械設備（給排水管、受水槽など）

給排水管は、飲料水の供給やトイレなどの排水を行う重要な役割を担っています。ただ、多くの学校施設等では建設当時のまま改修されておらず、劣化による漏水や配管詰まりが発生しています。計画的な大規模改造が必要です。

受水槽も校舎建設当時のままの状態のものが多く、老朽化により劣化が進んでいます。コンクリート製受水槽から耐震性や衛生面に優れたステンレス製受水槽への計画的な改修が必要です。



【写真 2-23】破損した給排水管



【写真 2-24】老朽化した受水槽

(キ) エレベーター

エレベーターは、現在10校に設置されておりますが、現行の建築基準法の基準を満たしていないものがあり改修が望まれます。また、設置されている学校が少なく、学校・保護者などから設置の要望が寄せられており利用者の特性等に応じた整備や校舎の新增改築、長寿命化改修、大規模改造時に整備を行っていく必要があります。



【写真 2-25】学校に設置されたエレベーター



【写真 2-26】改修にあわせて既存校舎に増築されたエレベーター棟

(ク) エアコン

エアコンは、令和元年度に小中学校の普通教室及び幼稚園の保育室を中心に整備しました。今後は、特別教室等への設置や既設のエアコンの更新を計画的に行っていく必要があります。

また、令和5年度から7年度の3年間で災害時の避難所機能の強化という防災の観点から、避難所として指定されている各校区の体育館へのエアコン整備が進められています。



【写真 2-27】エアコン設置済の教室



【写真 2-28】エアコン設置済の体育館

(ケ) 実験台、調理台、遊具など

実験台、調理台、カーテン、遊具などは施設の建設に合わせて設置されたままのものが多く、老朽化が進んでいます。しかし、設置時期が集中しており、更新時期が重なっていること、また、設備単価が高額であるため、計画的に対応していく必要があります。



【写真 2-29】建設時に設置されたままの実験台



【写真 2-30】錆が発生した遊具

(コ) 給食調理設備

給食調理設備は老朽化に伴う故障による修理費の増加や部品製造終了のため、修繕が困難になっています。特にボイラーや受変電設備など、故障すると給食の提供に大きな影響がでる設備も多数あることから、給食施設の再編統合を行うまでの間は、機能維持のための整備や補修が必要となります。



【写真 2-31】老朽化した給食調理設備



【写真 2-32】老朽化した給食調理設備

(5) 学校施設に求められている社会的ニーズ

文部科学省の施設整備基本方針に学校施設は、①児童生徒などの学習・生活の場、②

生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場、③災害発生時の地域の避難所の役割を果たす多機能かつ重要な施設であると示されています。

(ア) 児童生徒などの学習・生活の場

近年、小中一貫教育、教科・領域を超えた活動、ICT※¹の活用など、子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化しています。多様に変化する教育的ニーズへの対応が求められています。



【写真 2-33】 ICT を活用した授業



【写真 2-34】 ICT を活用した授業

(イ) 生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場

学校は、地域の最も身近な公共施設であり、地域のイベントが開催されるなど地域の核となっています。また、夜間や休日には運動場や体育館が開放され、スポーツ施設としての役割も担っています。



【写真 2-35】 地域のスポーツイベント



【写真 2-36】 地域の文化イベント

(ウ) 災害発生時の地域の避難所の役割

平成28(2016)年の熊本地震では、多くの学校が地域の避難所として利用されました。学校施設の耐震対策と体育館などの吊り天井※²やスピーカー、バスケットゴールなどの落下防止対策は完了しています。

令和2年(2020)の7月豪雨では、坂本地区で甚大な被害が発生し、八竜小と坂本中には多くの住民の方が一時的に避難されました。また、グラウンドには、災害現場での携帯電話不通エリアの解消のための車載型基地局が設置されました。

※1 ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。IT とほぼ同じ意味であるが、コンピューター関係の技術を IT、コンピューター技術の活用面に着目する場合は ICT と区別して用いることが多い。

※2 吊り天井: 建物の構造体などから、吊り木や吊り金物などを用いて吊り下げられた天井のこと。地震時の揺れに追従することができず、強度的に耐えられない場合は脱落するおそれがある。

本市を縦断する日奈久断層帯を震源とする大地震や台風などの豪雨による大規模災害の発生が懸念されるため、防災担当部局と連携しながら八代市地域防災計画や八代市復旧・復興プランに基づき、地域の防災拠点や避難所として防災機能を強化・充実していくことが求められています。



【写真 2-37】熊本地震時の避難所



【写真 2-38】熊本地震時の避難所

(6) 学校施設のバリアフリー化

文部科学省の『学校施設バリアフリー化推進指針』には、

- ①障がいのある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
- ②学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
- ③運営面でのサポート体制等との連携を考慮
- ④地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
- ⑤災害時の避難所となることを考慮

の5つの視点でバリアフリー化を目指すことと、既存学校施設のバリアフリー化を積極的に推進することが重要であるという基本的な考え方が示されています。

本市の学校施設におけるバリアフリー化は、車椅子使用者用トイレの設置や部分的なスロープ等による段差解消は進んでいるものの、各棟間の段差解消やエレベーター整備については、十分にできていない状況です。

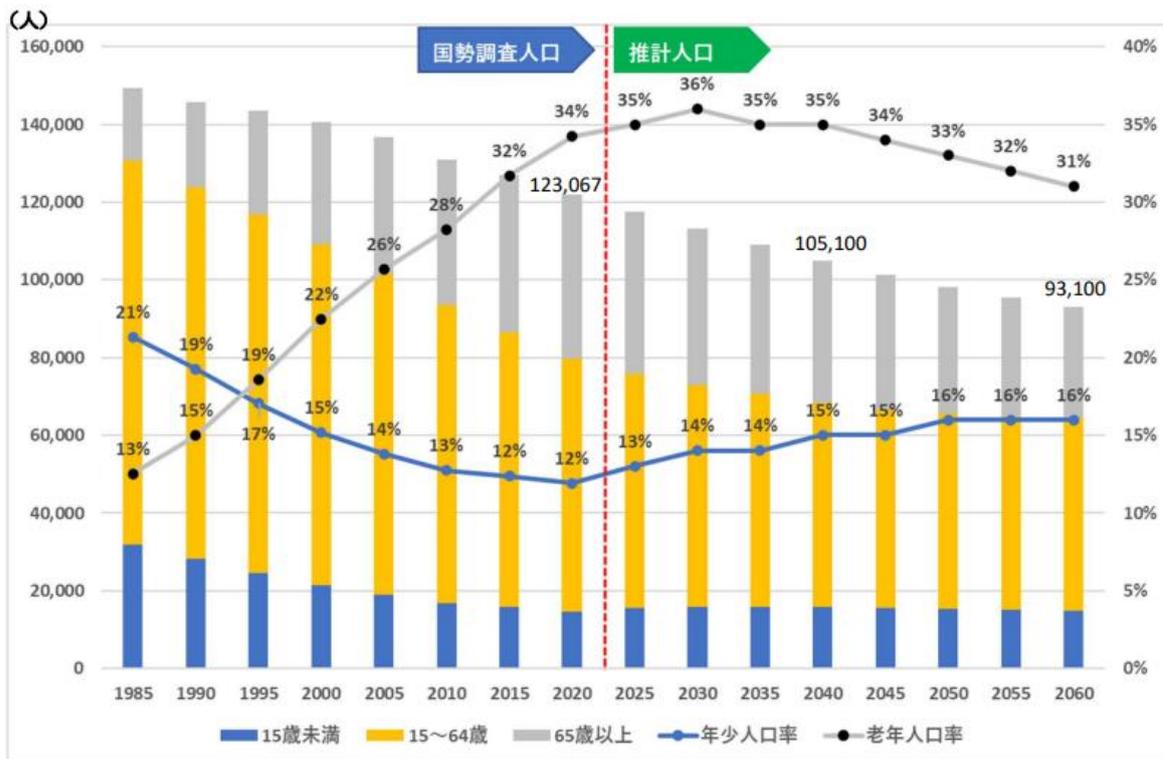
前述の基本的な考え方を踏まえ、障がいのある児童生徒等が安全かつ円滑に学校施設を利用するために障壁を取り除くこと、個々の障がいの状態や特性等に応じた適切な整備を行っていく必要があります。

2 人口

(1) 人口構造・推移

全国の人口は、平成23（2011）年に減少に転じ、「本格的な人口減少社会の到来」が確認されました。

本市で策定し『第2期八代市人口ビジョン』の推計では人口減少がそのまま進行し、2060年には2020年国勢調査結果である12万3,067人から24%程度減少し、9万3,100人になるとしています。一方、年齢区分ごとにみると、老年人口率が増加し続け、平成7（1995）年以降は、老年人口率が年少人口率を上回っており、2030年には老年人口率が年少人口率の2.6倍程度まで増加し、高齢化が進行するものと推計されています。



グラフ中、値は、1985～2020 総務省統計局「国勢調査各年結果」
2025～2060 第2期八代市人口ビジョン（令和3年3月）

【図 2-3】年齢区分別将来人口

(2) 子どもの数の変遷

(ア) 児童・生徒数

本市では、小中学校の児童生徒数がピークだった昭和57（1982）年は児童生徒数が2万1,157人でしたが、令和5（2023）年は9,021人に減少（約57%減）しています。今後は、令和6（2024）年度の小学校入学者数が935人に対し、5年後は699人に減少（約25%減）、10年後は634人に減少（32%減）すると見込まれており、段階的に減少することが予想されています。



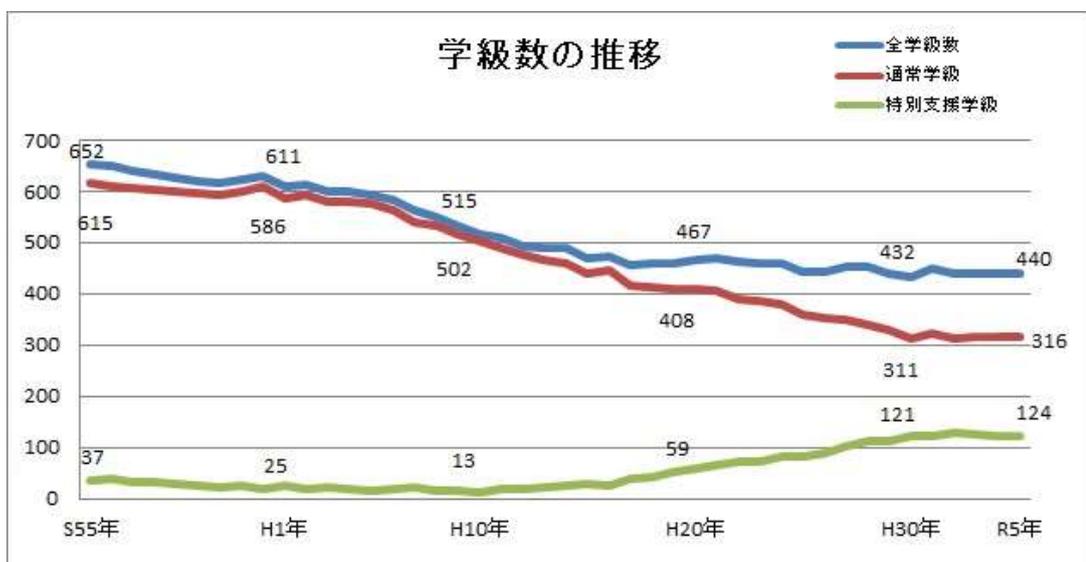
【図 2-4】本市の児童生徒数の推移

(イ) 学校数と学級数

学校数は、小学校で統廃合が進められ、昭和57（1982）年に52校（分校を含む）あった学校数は、令和2（2020）年度には24校に減少（約54%減）しています。統合が行われていない小学校の中に、複式学級を有する小学校が6校あることから、関係中学校も含め、今後新たな再編を検討する必要があります。

小・中学校の学級数については、通常学級はピーク時の615学級から316学級へ減少（約49%減）しているものの、特別支援学級は37学級から124学級に増加（335%増）しており、全学級数で見るとピーク時の652学級から440学級へ減少（約33%減）しています。

今後、通常学級数は減少傾向にあるものの、特別支援学級は増加傾向にあり、全学級数としては、ほぼ横ばいになることが予想されます。

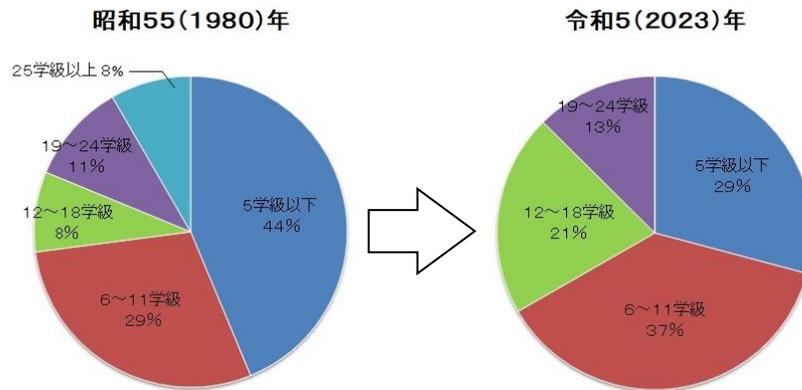


【図 2-5】本市の学級数の推移

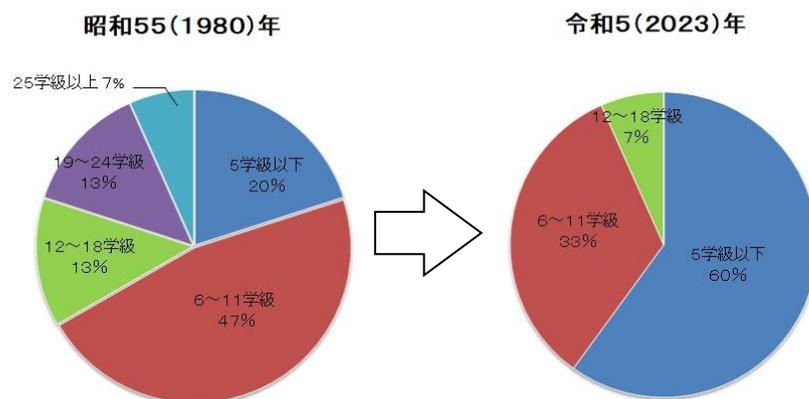
(ウ) 望ましい学校規模の状況

学校教育法で、「小中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」^{※1}とされています。本市では平成23年に「八代市立学校規模適正化基本方針」^{※2}を定め、その中で望ましい小・中学校規模を「12学級～24学級」としています。望ましい規模の小学校は34%で、11学級以下の小学校が66%を占めています。また、望ましい規模の中学校は7%となっています。

【小学校】



【中学校】



【図 2-6】本市の学校規模の推移

3 財政

(1) 本市の財政状況

令和6(2024)年度における本市の一般会計当初予算は約667億円で、そのうち扶助費などの義務的経費^{※3}が49%を占めています。

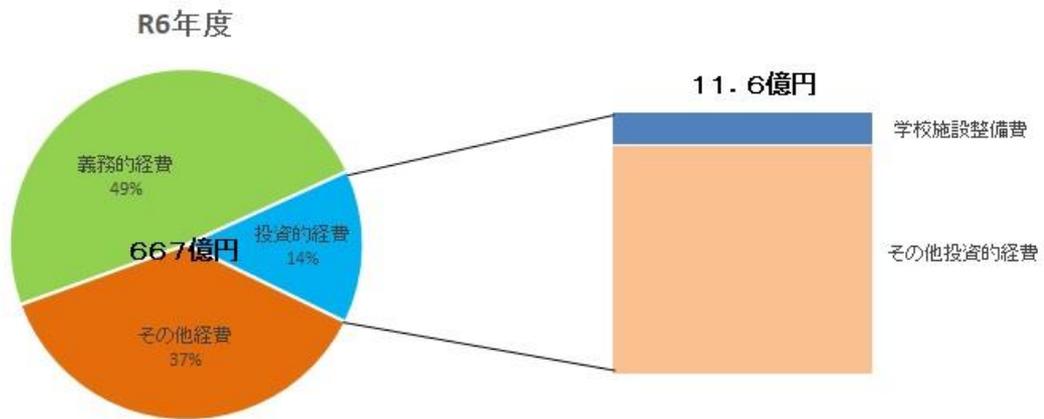
また、14%を占める投資的経費^{※4}のうち、学校施設等の整備費に使用できる予算は、11.6億円で12.2%程度となっています。今後、少子高齢化などから税収の減少や義務的経費の増加が予測されています。学校施設等に使用できる財源確保については、非常に厳しいものになると考えられています。

※1 同法施行規則第41条による。

※2 八代市立学校規模適正化基本方針：資料編 P.9 資料6参照

※3 義務的経費：職員の人件費、生活保護費や児童手当などの社会保障費や市債の償還金などにあてられる経費。支出することが制度的に義務付けられており内容の見直しが柔軟にできないため削減する事が難しい。

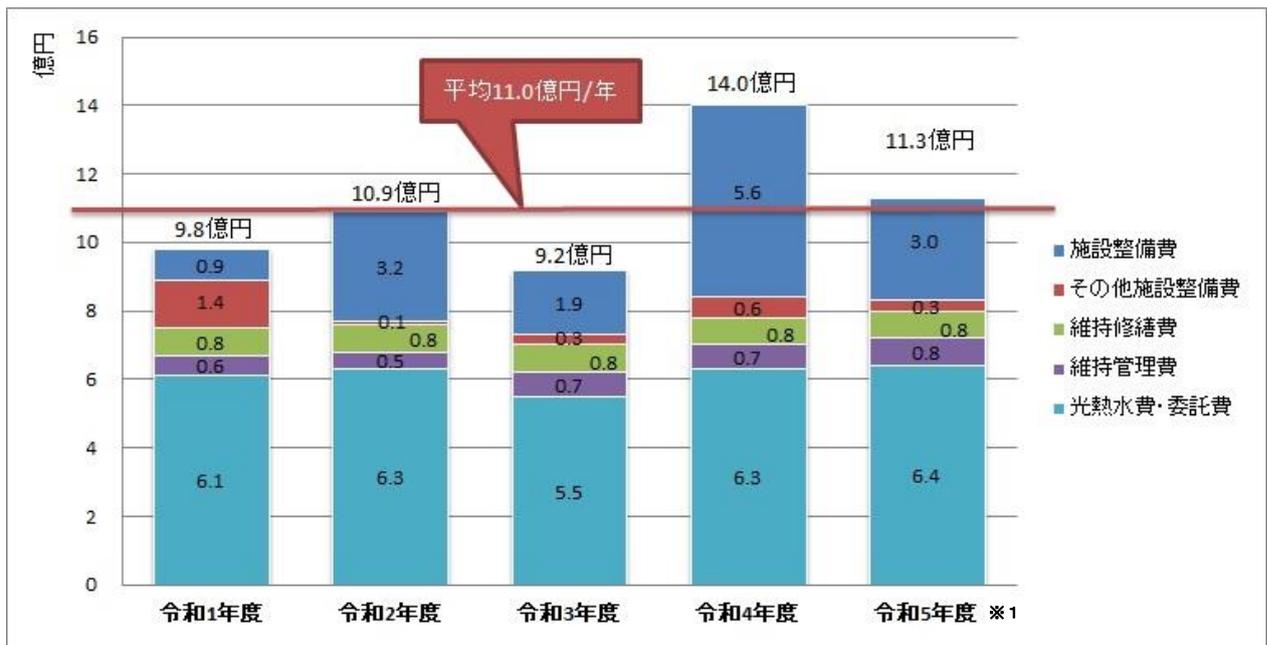
※4 投資的経費：道路、橋、学校、公営住宅などを建設するための社会資本整備に要する経費。市の裁量でどの程度資金を投入するか決定する事ができる。



【図 2-7】本市の財政状況

(2) 近年の学校施設等関連経費

学校施設等関連経費については令和元年～令和5年度の5年間は予算額ベースで約9.2億～14.0億円となっており、5年間の平均は11.0億円でした。令和4年度はトイレ改修工事を予算化したため、他の年度よりも経費が高くなっています。



※補正予算を含む

【図 2-8】本市の学校施設等関連経費の推移

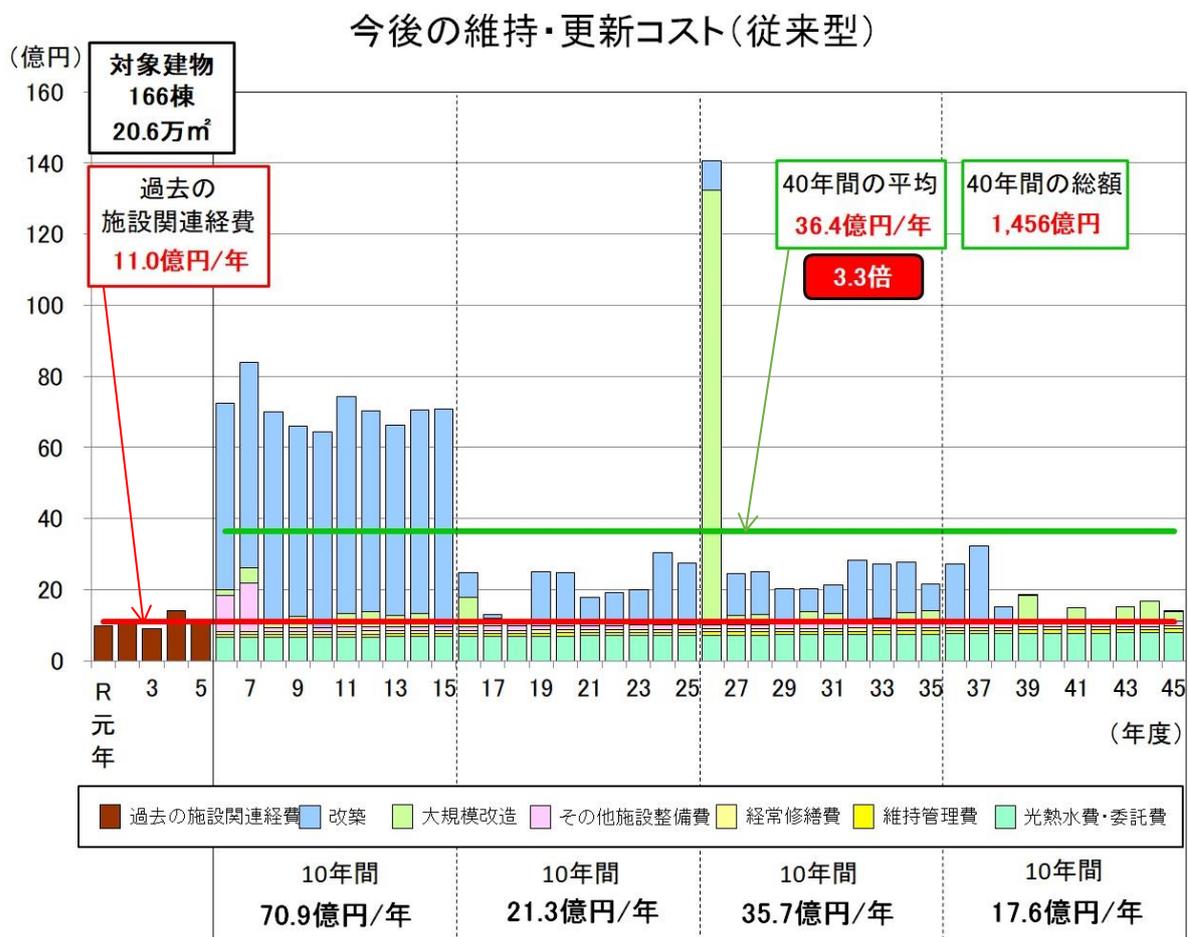
※1 令和5年度の状況については資料編 P.2 資料3 「学校施設の運営状況」参照。

(3) 今後の維持・更新コストの検証（従来型）

これまでは、古い木造校舎から鉄筋コンクリート造などへ建替えを行い、その後、築20年から30年を目途に大規模な改造を行ってきました。また、近年では耐震性が低い校舎などの改築や耐震改修を行っています。

従来型の建替え中心の施設整備手法での今後40年間の維持・更新にかかるコストの検証を行いました。その結果、40年間の総額は1,456億円となり、年平均で36.4億円かかることがわかりました。これは直近5年間の施設関連経費の年平均額の約3.3倍が必要となります。さらに今後10年間に建替えが集中するため、約5.9～7.7倍（年平均約65億～85億）の整備費が必要となり、従来型の整備を継続していくことは、大変難しい状況です。

従来型の整備手法を見直し、経費の抑制と平準化に取り組む必要があります。



【図 2-9】 従来型の施設整備手法を続けた場合の今後の維持・更新コスト

第3章 基本的な考え方

1 学校施設等の目指すべき姿

『第二次八代市総合計画』※¹や『第3期八代市教育振興基本計画』※²では、学校施設等の施策について「教育環境の整備・充実」や「学びを支える教育環境の整備」、「安全・安心な学校づくりの推進」が掲げられています。教育効果を高めるためのICT環境の整備や子どもたちが安全・安心及び快適な環境で学び、生活できるようにするための整備を推進していくことを目標としています。

また、平成28（2016）年熊本地震や令和2（2020）年7月豪雨の経験から、学校施設等は地域の避難所や防災拠点として大変重要な役割を担うことから、市防災部局と連携を図り、更なる防災機能の強化・充実を推進していくことが必要です。

さらに近年では、障がいの有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブ※³な社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障がい等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していくことが必要です。

しかしながら、第2章の学校施設の実態から、学校施設等は老朽化への対策や社会的ニーズへの対応を早急に求められています。人口構造・推移や財政状況を考えると、今までの建替え中心の整備手法では学校施設等の整備に使用できる予算の確保は、非常に厳しいものになることが明らかとなりました。その結果、今後、ますます老朽化対策やニーズ対応が遅れることとなり、児童生徒などの安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境の確保や地域住民の安全と安心の確保が難しくなります。

そのため、よりよい学校施設等を整備し、今後も維持し続けて行くためには、教育委員会だけでなく市の他部署や、学校、保護者、地域など様々な立場の人たちが、意見や知恵を出し合い、協力して施設整備に取り組んでいく必要があります。

このようなことから、本計画における本市の学校施設の目指すべき姿（スローガン）は以下のとおりとします。

みんなで取組む

安全・安心・快適で持続可能な学校施設

※1 八代市総合計画：資料編 P.9 資料6 参照。

※2 八代市教育振興基本計画：資料編 P.9 資料6 参照。

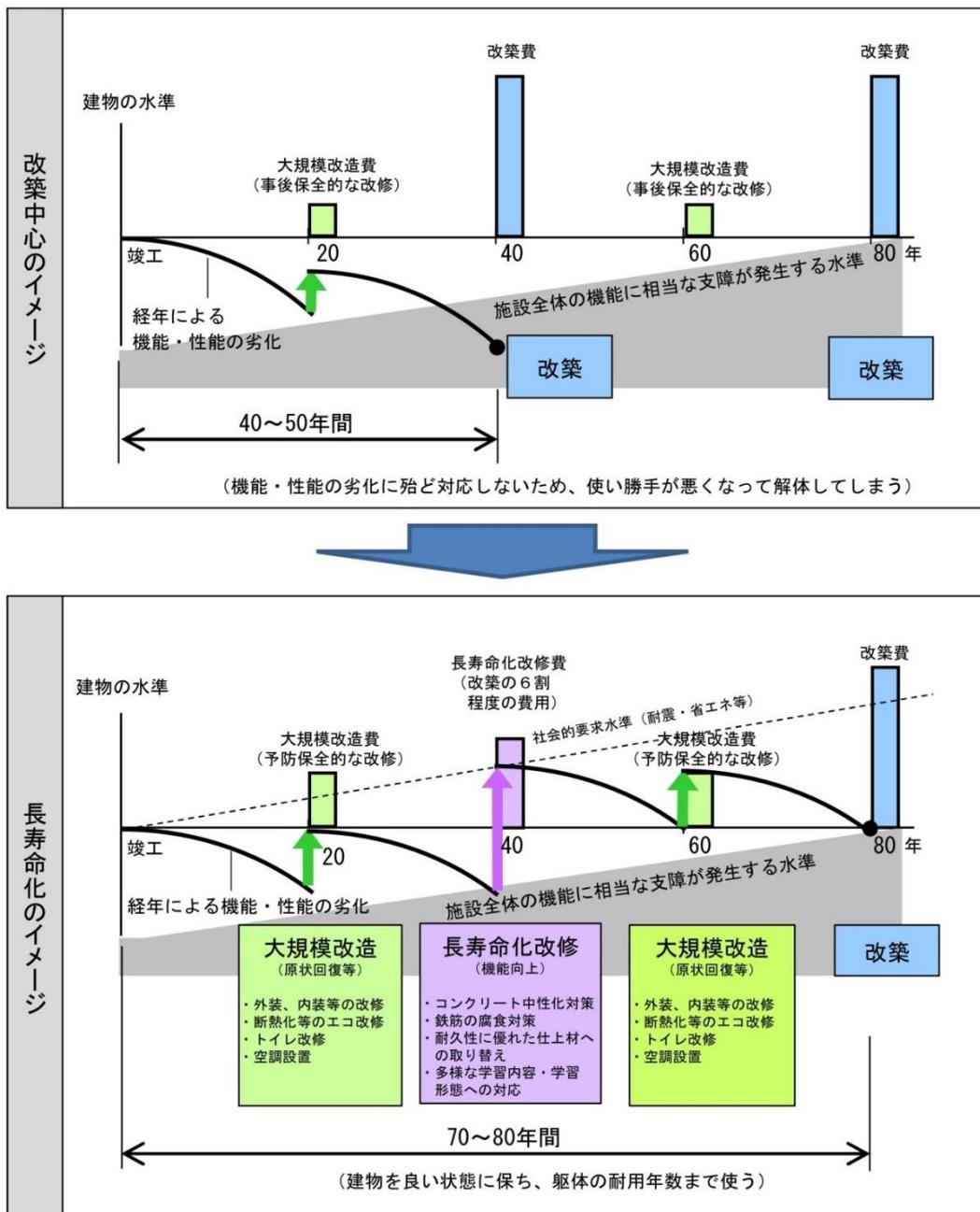
※3 インクルーシブ：「包括的な」、「すべてを包み込む」という意味。ここでは「さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されないこと」と解する。

2 長寿命化と計画的整備の考え方

(1) 基本的な整備サイクル

築40年程度で建替えていた従来型の整備手法から、市総合管理計画を踏まえ、概ね20年ごとに、大規模改造や長寿命化改修を行い学校施設等の長寿命化を図り、原則、鉄筋コンクリート造等の校舎等は築80年（旧耐震基準のものは築70年）、木造等の校舎等は築50年まで現在の校舎等を使用することとします。

ただし、計画の詳細検討においては、ライフサイクルコストを算出するとともに、「構造躯体の耐力度調査」※1を実施した上で経済性や教育機能上等の観点等から総合的に判断し、整備方針を確定します。



【図3-1】長寿命化のイメージ

※1 構造躯体の耐力度調査：資料編P3. 資料4-1参照。

また、学校施設等をできる限り長く使用し、長寿命化するためには、適切な維持管理を行っていくことが重要です。そのためには、「事後保全※¹」から「予防保全※²」へ転換し、損傷が軽微である早期の段階から予防的な修繕を実施しなければなりません。

(2) 計画的整備手法

(1)の基本的な整備サイクルを踏まえ、築年数や劣化状況※³に応じた予防保全、大規模改造、長寿命化改修を計画的に行い機能回復と機能向上を図り施設の長寿命化につなげ、その後、改築を順次、適切な時期に行う計画的整備を実施していきます。

ただし、本市における学校施設等は、長寿命化改修や大規模改造の予定時期を既に超えているものが多く、基本的な計画的整備手法によれば、今後10年の間に158棟（長寿命化改修115棟、大規模改造43棟）の改修が集中し、現状の財政状況から考えると大変難しい状況です。また、築40年以上の校舎等は、旧耐震基準で建築されたものが多く、多額の費用をかけて長寿命化改修をしても耐用年数までの期間が短いため、その後の改築までの期間が短くなり、維持・更新コストの削減効果があまり期待できない状況であることも考慮する必要があります。

計画期間 築年数	第1期	第2期	第3期	第4期	次期計画
築50年以上 (28棟)	長寿命化改修	改築	予防保全	大規模改造	予
築40～49年 (65棟)	長寿命化改修	大規模改造	改築	予防保全	大改
築30～39年 (22棟)	長寿命化改修	予防保全	大規模改造	予防保全	改
築20～29年 (22棟)	大規模改造	長寿命化改修	予防保全	大規模改造	予防
築10～19年 (21棟)	予	大規模改造	予防保全	長寿命化改修	予防保全
築10年未満 (8棟)	予防保全	大規模改造	予防保全	長寿命化改修	予
Σ166棟 ※2023年現在	2024～ 2026年 3年間	2027～2036年 10年間	2037～2046年 10年間	2047～2056年 10年間	2057～2066年 10年間

【図3-2】基本的な計画的整備手法による本市学校施設等の整備時期イメージ

- ※1 事後保全：機器の故障、雨漏りなど建物の機能や性能について、異常がはっきり目に見えてから修繕などの処置を行うこと。
- ※2 予防保全：機器や建物を計画的に点検・検査や部品交換・改修を行い、異常・欠陥などが発生する前に対策を講じること。一般に事後保全に比べて予防保全の方が建物に係るコストを削減することができる。
- ※3 劣化状況：資料編P.4～7 資料4-2～5参照。

(3) 整備水準

(ア) 学校施設

概ね20年ごとの大規模改造や長寿命化改修、築80年以降の改築を実施するに当たり、計画的に整備を行う必要があります。費用対効果を考慮し、適切な整備水準^{※1}を設定し、将来の社会的ニーズへの対応や学校施設の整備レベルの統一を図る必要があります。整備にあたっては、部位ごとに改修や更新の項目や時期の目安を設定し、計画的に実施することで、予防保全を行います。

(イ) 給食施設

学校給食衛生管理基準への適合に必要な改修は既存施設では困難であり、児童などの減少に対応し、施設を集約する必要があります。運営形態については、市直営方式、財団法人委託、民間委託が混在した状況にあり、合理化・効率化を図るため、施設の再編統合を含めた建替を実施します。^{※2}

建替後は、概ね20年ごとに調理施設としての使用に耐えうる改修を実施し、可能な限り長寿命化を図ります。調理機器及びボイラーなどの設備は、耐用年数の15年で更新、電気設備は概ね20年で更新します。

(ウ) バリアフリー化

学校施設のバリアフリー化は、令和2(2020)年のバリアフリー法改正前から『熊本県やさしいまちづくり条例』^{※3}に基づき2,000㎡以上の建物を新增築する場合には、「建築物移動等円滑化基準」^{※4}を満たす整備を行ってきたところです。また、2,000㎡未満の場合であっても同基準を参考に整備を図っています。

引き続き、同基準を満たし、文部科学省の『学校施設バリアフリー化推進指針』に示される計画・設計上の留意点に配慮しながら学校施設のバリアフリー化を推進します。

※1 整備水準：資料編P.8 資料5参照。

※2 八代市学校給食施設再編整備方針、八代市学校給食施設基本計画：資料編P.9 資料6参照。

※3 熊本県やさしいまちづくり条例：熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年制定）。

※4 建築物移動等円滑化基準：バリアフリー法第14条に定義される基準。

(エ) 「ゼロカーボンやつしろ」の推進

本市において、令和4（2022）年2月に『八代市ゼロカーボンシティ宣言』^{※1}を表明し、令和5（2023）年11月に『ゼロカーボンやつしろ推進計画』^{※1}を策定したことを踏まえ、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けて、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

具体的には、改修時等のLED化や高効率設備等の導入により、既存施設の省エネ化を推進します。また、新築、増改築等を行う際には、省エネ・断熱性能を有する施設とし、「ゼロカーボンやつしろ推進計画」に示される取り組み内容に配慮しながら、学校施設等の脱炭素化を推進します。

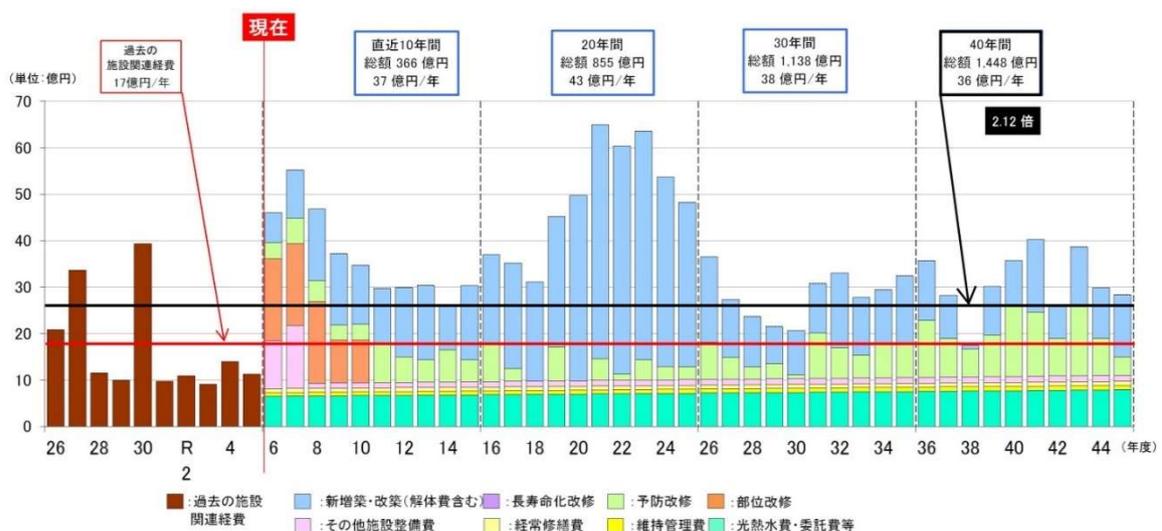
(4) 今後の維持・更新コスト（コストシミュレーション）

「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」とその「試算ソフト（R5改訂版）」を用いて、今後40年間の維持・更新にかかるコストの検証を行いました。

(ア) 改築型

はじめに、建替え型で施設整備を行った場合を試算しました。

この場合、今後40年間で総額1,448億円、平均すると毎年36億円の施設関連経費が必要となり、直近10年の実績額年平均（17億円/年）の約2.12倍のコストとなりました。整備のピークの建物は現在、築40～49年を迎えており、それらが築60年を迎える10～20年後の期間に多額の費用が必要となります。



【図3-3】今後の維持・更新コスト(改築型)

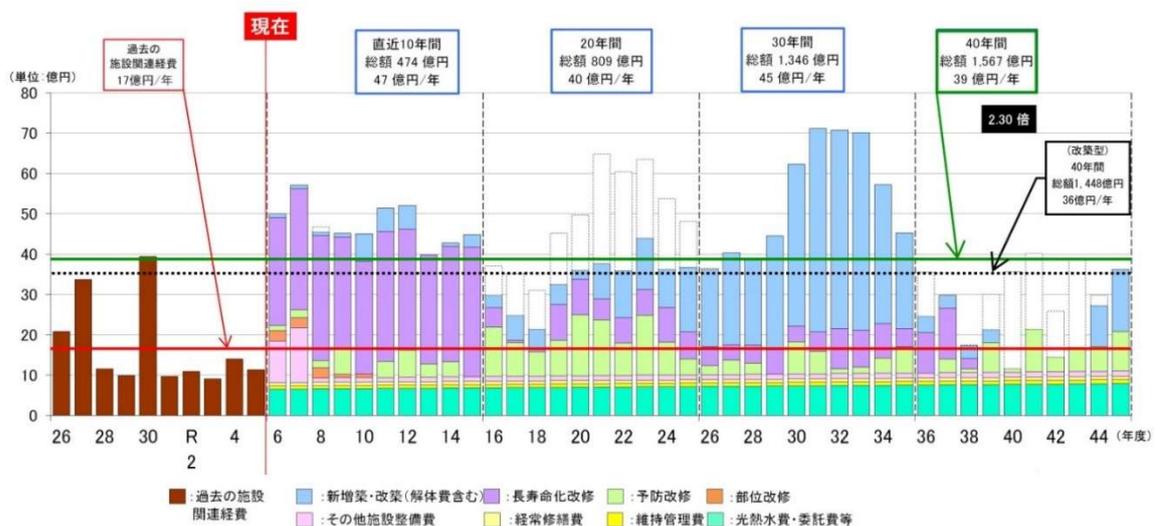
※1 ゼロカーボンシティ宣言、ゼロカーボンやつしろ推進計画：資料編P.9 資料6参照。

(イ) 長寿命化型

次に、長寿命化型で施設整備を行った場合を試算しました。

この場合、今後40年間で総額1,567億円、平均すると毎年39億円の施設関連経費が必要となり、直近10年の実績額年平均(17億円/年)の約2.3倍のコストとなりました。直近10年に改修コストが集中し、その後、大規模改造を行っても25年後には建て替えが必要となり再びコストが集中することになります。

改築型に比べ、今後40年間の総額は119億円の増額、平均すると毎年3億円の増額となりました。これは、前述の【図3-2】のとおり、本市における学校施設等の多くが長寿命化改修等の予定時期を既に超えていることが要因であると考えられます。



【図3-4】今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

(ウ) 改築・長寿命化併用型

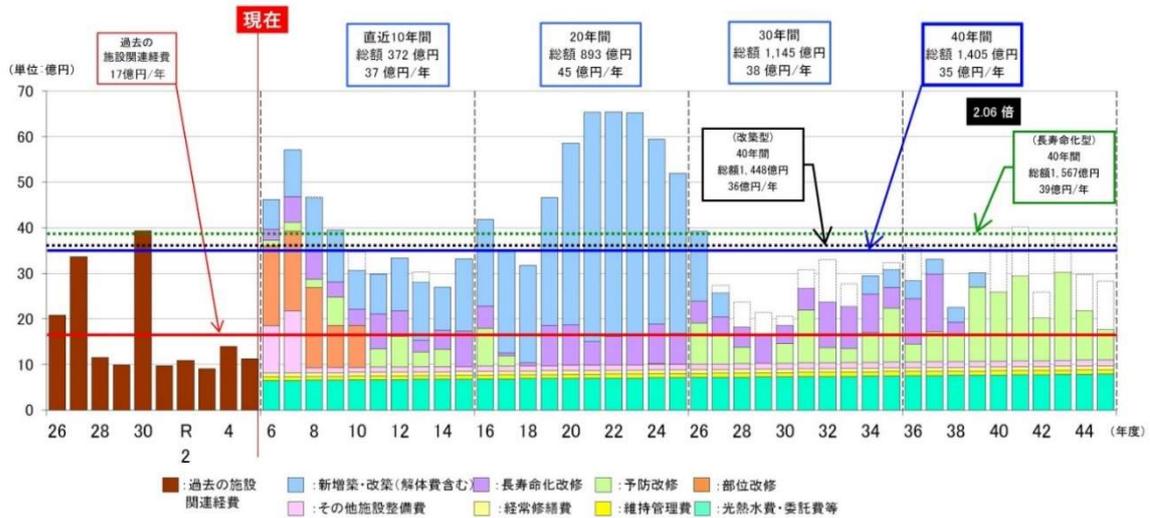
さらに、築年が古く、劣化も進んでいる施設は長寿命化改修をするよりも建て替える方がコストメリットが図れる場合もあることから、改築・長寿命化併用型で施設整備を行った場合を試算しました。

この試算では、築40年以上の施設を改築型、築40年未満の施設を長寿命化型で算出しました。

この場合、今後40年間で総額1,405億円、平均すると毎年35億円の施設関連経費が必要となり、直近10年の実績額年平均(17億円/年)の約2.06倍のコストとなりました。整備のピークは約15年後、毎年60~65億円の施設関連経費が必要となります。

改築型に比べ、今後40年間の総額は43億円の減額、平均すると毎年1億円の減

額、長寿命化型に比べ、総額は162億円の減額、平均すると毎年4億円の減額となりました。これは、(イ)と同様、本市における学校施設等の多くが長寿命化改修等の予定時期を既に超えていることが要因であると考えられます。



【図3-5】今後の維持・更新コスト(改築・長寿命化併用型)

以上の検証結果より、改築・長寿命化併用型が、改築型、長寿命化型よりもコスト削減効果が高いことが確認できました。

しかし、直近10年の施設関連経費の実績額(17億円/年)とは、かい離があるため(約2.06倍)、さらなるコスト削減が必要となります。

今後、現在と同規模・同程度の学校施設等を維持していくことは難しいといえます。

第4章 学校施設等を維持し続けるための手法

1 学校施設等を維持し続けるための目標設定

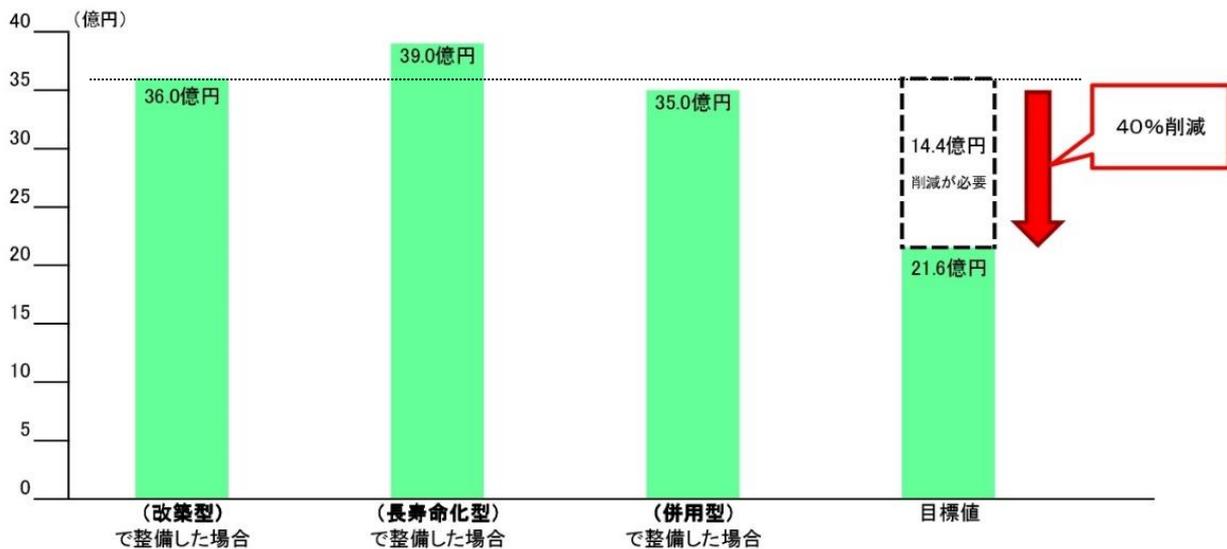
第3章2（4）に示したとおり長寿命化及び計画的整備や改築・長寿命化併用型の整備に取り組んだ場合でも、現在の施設関連経費を上回り、学校施設等を維持していくことが困難であることがわかりました。そこで市総合管理計画に「更新・維持管理費用を今後40年間で40%圧縮することを目標とします。」と示されていることを踏まえ、今後、改築型の整備を行った場合の40年間の平均である36億円/年の40%圧縮した施設関連経費21.6億円/年を目安として更新・維持管理費の削減に取り組むことを目標とします。

2 「保有資産量*の縮充」を踏まえた取組み

(1) 「保有資産量の縮充」の考え方

前述に示された施設関連経費21.6億円/年の目標を達成するには、長寿命化しながら棟数や床面積の総量を減らすことが重要であり、大胆かつ抜本的な整備手法の検討が必要となります。そこで、学校施設等の保有資産量の『縮充』により検証を行います。

この縮充とは、単なる学校施設等の床面積の縮小（削減）ではなく、学校施設等の面積や費用を縮小しながらも、機能向上や施設の複合化を行うことで、社会のニーズに合わせ教育環境を充実させていくことです。



※ 保有資産量：市が保有する学校施設等の延床面積のこと。

(2) 縮充手法の検討

保有資産量の縮充に取り組む手法として、次の手法を検討し、推進していくこととします。

(ア) 改築などによる縮充

学校施設等の長寿命化や計画的整備による大規模改造や長寿命化改修、改築を実施する場合には、余裕教室や近接学校等の既存施設の有効活用を検討し、減築を行い不要施設の削減を推進します。

(イ) 学校再編などによる縮充

『八代市立学校規模適正化基本計画（第1次計画）』^{※1}により平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までに東陽校区、泉校区、宮地東校区、金剛校区、八千把校区、鏡校区の小学校10校について、規模適正化が行われました。

今後、策定される予定の学校再編等^{※3}の計画に基づき、縮充を推進していきます。

なお、市立幼稚園については、令和6年8月に『八代市立幼稚園再編基本計画』^{※2}が策定されたことから、令和8年4月より現在の6園から新たな2園へ再編する予定となっております。



【写真 4-1】規模適正化により統合が行われた東陽校区内の東陽小学校



【写真 4-2】小中一貫校（施設一体型）として整備された泉小中学校

※1 八代市立学校規模適正化基本計画：資料編 P.9 資料6 参照。

※2 八代市立幼稚園再編基本計画：資料編 P.9 資料6 参照。

※3 再編等：小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の統合、分離、廃止及び新設並びに通学区域の変更。

(ウ) 施設の共有化による縮充

現在までに、日奈久小学校と日奈久中学校、八竜小学校と坂本中学校^{※1}においてはプールの共有利用を行っています。今後も他の近接校や近接市有施設等において、施設の共有利用^{※2}について検討します。

(エ) 給食施設の縮充

『八代市学校給食施設基本計画』^{※3}に基づき、新たに2つの学校給食センターを整備し、老朽化した単独調理場と給食センターを再編統合することで縮充を推進します。ただし、泉第八小学校の単独調理場と東陽学校給食センターは地理的要因を勘案し、既存調理場を存続します。

また、新学校給食センター建設までの間、老朽化し、耐震基準を満たしていない代陽小学校の単独調理場については、早急な対応が必要であることから、令和6年度末をもって利用を中止し、既存の学校給食センターに統合します。

(オ) 他の市有施設との複合化、多機能化による縮充

より厳しくなる財源を踏まえて、部局間の垣根を超えて、複合化・多機能化によるトータルの維持管理や整備費の節減、学校管理者の施設管理の負担軽減、地域コミュニティとの連携強化等、学校施設の「公の施設」化の可能性を総合的に検討し、縮充を推進していきます。

3 検証に基づいた実施計画の策定にあたっての留意事項

単なる保有資産量の縮減では、子どもたちのみならず、市民のみなさんの合意形成を得ることはできません。なるべくたくさんの方が充実感を得られるよう、教育環境の充実や地域コミュニティの活動拠点の形成など、社会のニーズに応える事で、保有資産量を減らしながらも、施設の価値を上げていく必要があります。

学校施設等を維持し続けるためには、保有資産量縮充の考え方に基づいて様々な検証を行い、実施計画を策定する必要があります。実施計画の策定には、費用の問題だけでなく、様々な視点から「縮充」について考えなくてはなりません。

また、早期に実施計画の策定を行うのが今後の大きな課題となっています。

※1 八竜小学校と坂本中学校：両校のプール共有利用は、近隣地域の水資源確保のため共同利用を休止し、市営プールにて授業を実施している（R6.4.1現在）。

※2 施設の共有利用：令和5～6年度プールモデル事業により、昭和小と文政小が鏡市営プールの共用利用、金剛小弥次分校が本校プール利用、有佐小が民間プール利用を行い、実現可能であることが確認できた。

※3 八代市学校給食施設基本計画：資料編P.9 資料6参照。

第5章 今後の取組みと計画の見直し

1 継続的運用に向けて

(1) 情報基盤の整備と活用

学校施設等の効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、学校施設等の点検・劣化状況評価によって現状を的確に把握し、それに基づく修繕・改修、予防保全や本計画の見直しが重要となります。

計画の見直しなどを行うためには、基礎資料とするための施設の状況や過去の改修・交換履歴、事故・故障の発生状況などをデータベース化することが必要です。

施設の状況については、現在、学校による点検、教育委員会職員による状況把握、建築基準法に基づく点検を実施しております。また、過去の改修などについては、教育委員会で改修履歴が蓄積されています。

これらを集約した施設カルテ（仮称）を整備し、活用することとします。

(2) 推進体制の整備

効果的に本計画を推進し、継続して運用していくためには、上記（1）で整備したデータベースを活用できる人材の確保が求められ、そのための組織体制が必要です。

その組織体制を整備するためには、

- 技術職員の兼務、併任などによる市長部局と教育委員会と横断的な連携
- 退職した技術職員の非常勤職員への再任用
- 民間事業者への委託

などを実施していく必要があります。

また、学校施設等を教育委員会だけで管理するのではなく、保有する公共施設の建築・設備の点検などを八代市で一括して管理する体制を構築することや市全体で横断的に検討していくことも必要であると考えます。

さらに、継続して運用していくためには、市民や学校の理解が必要不可欠であり、そのためにも情報の発信と、ニーズの把握（意見の聴取）をしていく必要があります。

2 今までの取組みと今後の取組み

(1) 今までの取組み

平成17（2005）年の市町村合併時の学校施設等は、53校（うち分校6校を含む）、7園を保有していました。その後、学校規模適正化などに取り組むことで14校1園の統廃合を行い合併時の施設面積から1万5,751㎡の削減が行われました。ま

た、ファシリティマネジメント※1の観点から、小中学校でのプールの共有化や余裕教室の放課後児童クラブへの転用、廃校施設の利活用など様々な取組みを行っています。



【写真 5-1】放課後児童クラブへの転用状況



【写真 5-2】廃校施設利活用状況（養殖場）

しかし、学校施設等は市有施設の約40%を占め、その維持管理や更新には多額の費用を必要とします。また、少子高齢化などの影響から生産年齢層の減少による税収の減少、扶助費の増加による財政状況の悪化などが予想されることから、大胆かつ抜本的な様々な手法を駆使して学校施設等を維持し続けるための努力が必要です。

第4章で目標設定し、達成するための手法として保有資産量の縮充を示しましたが、それらを実行して行くことは容易なことではないことは明らかです。そこで、目標達成のために次に掲げる事項についても検討し、平行して取り組んでいくこととします。

（2）今後の取組み

（ア）事後保全から予防保全への転換、推進

- ・施設カルテの作成
- ・法定点検、自主点検の活用
- ・点検マニュアルの整備
- ・劣化状況の把握、評価
- ・部位ごとの事後保全、予防保全のすみ分け
- ・予防保全の計画的かつ確実な実施

（イ）整備基準、整備手法の見直し

- ・大規模改造や長寿命化改修、改築の工法の検討
- ・民間企業などの資金、運営方法の導入

（ウ）保有資産の有効活用

- ・余裕教室の有効活用
- ・廃校施設の利活用の検討
- ・近接校や近接市有施設等の施設の共有化

※1 ファシリティマネジメント：市が保有する土地や建物などの資産及びその利用環境について少ないコストで最大の効果を出せるように総合的かつ統括的に企画、管理、活用すること。

(エ) 施設運営の効率化

- ・プールのあり方検討（施設の共有化や民間施設利用など）
- ・包括的管理委託^{※1}の検討
- ・設備機器などのリース調達などの検討
- ・施設使用料の改定

(オ) 施設の多目的活用

- ・改築時における他施設の複合化、多機能化
- ・民間施設を含めた他施設との複合化、多機能化

(3) 良好な教育環境の確保

本計画を実行していくにあたり、上位計画である市総合管理計画の基本方針に基づき施設関連経費の40%削減を目指すものですが、本来の学校施設としての良好な教育環境を確保していくことが損なわれてはいけません。そのためには、学校規模適正化に基づく取組みや学校施設として必要な面積や室数の確保、安全で安心して利用できる施設である事が必要です。特に他施設との複合化をする場合は、発生する騒音や防犯上の問題など、クリアしていかなければならないことがあります。

良好な教育環境の確保に向けた推進体制を強化する必要があります。

(4) 計画の実行にあたって

本計画を実行していくにあたっては、前述の1及び2(2)、(3)を踏まえ、第1章4で定めた期間ごとに、次の内容に従って計画を取り組んでいくこととします。

- ・第1期 ①事後保全から予防保全への転換
②大規模改造、長寿命化改修、改築の計画検討・実施
③縮充へ向けての検討、実施
- ・第2期 ①予防保全の実施
②大規模改造、長寿命化改修、改築の計画検討・実施
③縮充へ向けての検討、実施
- ・第3期 ①予防保全の実施
②大規模改造、長寿命化改修、改築の計画検討・実施
③縮充へ向けての検討、実施
- ・第4期 ①予防保全の実施
②大規模改造、長寿命化改修、改築の計画検討・実施

※1 包括管理委託：市が行っている縦割りの施設管理や個々の業務を複数まとめて民間業者に委託すること。民間事業者にも複数の建物を一括管理させることなどにより、事務負担の軽減や業務水準の向上、管理業務の効率化が図られる。

③縮充へ向けての検討、実施

④本計画の効果の検証及び次期計画に向けた見直し

本計画の期間が38年と長期間であること、また、目標値が大きいいため、実行していくにあたって、単に問題や課題を先送りしないよう注意しなければいけません。そのためには、出来ることから一歩ずつ進めていくことが重要です。また、特に改築を実行していくには、多大な予算が必要となり、さらに、改築に伴う他施設との複合化にあっては、教育委員会だけでなく、市の他部署や地域等との連携が重要となってくることから、市全体で検討していかなければなりません。

3 計画の見直し（フォローアップ）

学校施設等における状況は、日々変化していきます。より実効性の高い計画とするため、施設に関する様々な実態データを継続的に収集・整理し、最新の情報に基づく具体的な検討を行うことが重要です。

また、本市では、今後『八代市立学校再編等基本計画（仮称）』を策定する予定です。この計画との整合、市総合管理計画等の見直し、フォローアップの状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行っていくこととします。

八代市学校施設等整備保全計画（資料編）

◆ 資料編

資料1 学校施設等一覧

(令和5年5月1日時点)

名称	住所	延床面積 (㎡)	児童生徒数(人)		学級数(学級)		
			通常 学級	特別 支援	通常 学級	特別 支援	
小学校	1 代陽小学校 ◆	北の丸町1-7	7,346	401	32	13	6
	2 太田郷小学校	日置町445	8,763	728	35	22	7
	3 植柳小学校	植柳上町449	5,929	204	20	8	3
	4 松高小学校	永碇町828-1	7,753	738	29	23	5
	5 金剛小学校	高植本町1207	4,178	172	19	8	3
	6 金剛小学校弥次分校	三江湖町1472-1	1,712	59	5	3	2
	7 高田小学校	豊原中町317	6,242	349	23	12	4
	8 八千把小学校	上野町1131	7,442	744	44	23	9
	9 郡築小学校	郡築六番町49-1	4,720	160	16	6	3
	10 八代小学校	新地町4-1	5,997	214	21	8	4
	11 宮地小学校	宮地町1826	3,878	149	8	6	2
	12 日奈久小学校	日奈久竹之内町4277-1	4,081	56	6	6	2
	13 昭和小学校	昭和明徴町731-2	3,705	42	5	4	1
	14 二見小学校	二見下大野町2258-1	3,084	32	0	4	0
	15 龍峯小学校	岡町谷川1043	2,651	57	4	6	2
	16 麦島小学校	迎町1丁目16-1-1	6,400	367	41	12	6
	17 八童小学校 ◆	坂本町荒瀬6544	4,054	29	2	3	2
	18 千丁小学校	千丁町新牟田1345	5,870	418	31	15	6
	19 鏡小学校 ◆	鏡町鏡村609-1	6,249	357	27	12	4
	20 有佐小学校 ◆	鏡町中島1360-1	3,484	93	10	6	3
	21 文政小学校 ◆	鏡町両出1371-1	5,682	241	21	10	3
	22 東陽小学校	東陽町南3405-2	2,455	45	11	4	3
	23 泉小学校	泉町柿迫1111	1,268	29	0	4	0
	24 泉第八小学校 ◆	泉町樫木137-4	1,244	3	0	2	0
小学校計			114,187	5,687	410	220	80
中学校	1 第一中学校	北の丸町1-29	8,706	663	44	18	7
	2 第二中学校	上日置町2248-1	7,038	360	30	10	5
	3 第三中学校	中北町3378-5	7,931	281	35	9	6
	4 第四中学校	古閑上町182-2	6,289	305	30	9	6
	5 第五中学校	豊原下町3807	5,364	135	11	5	2
	6 第六中学校	水島町2065-4	4,921	119	5	3	2
	7 第七中学校	郡築七番町41-2	4,752	116	3	4	1
	8 第八中学校	宮地町611-1	4,209	71	6	3	2
	9 日奈久中学校	日奈久竹之内町4332-1	3,666	32	0	3	0
	10 二見中学校	二見本町852	2,708	10	2	2	2
	11 坂本中学校 ◆	坂本町荒瀬6000	4,299	22	1	3	1
	12 千丁中学校	千丁町古閑出2493-1	6,712	207	12	6	2
	13 鏡中学校 ◆	鏡町内田1038-1	9,362	343	23	9	5
	14 東陽中学校	東陽町南1869	3,316	37	1	3	1
	15 泉中学校	泉町柿迫1111	4,086	17	2	3	1
中学校計			83,359	2,718	205	90	43
小・中学校合計			197,546	8,405	615	310	123

◆は単独調理場保有学校

名称	住所	延床面積(㎡)	園児生徒数(人)	学級数(学級)	
幼稚園	1 太田郷幼稚園	上日置町2161	1,080	24	3
	2 代陽幼稚園	西松江城町2-41	1,016	17	3
	3 松高幼稚園	永碇町741	958	21	3
	4 植柳幼稚園	植柳上町340	933	17	3
	5 麦島幼稚園	迎町1丁目16-1-2	762	12	3
	6 千丁幼稚園	千丁町新牟田1340	560	12	3
幼稚園計			5,309	103	18

名称	住所	延床面積(㎡)	児童生徒数(人)		学級数(学級)		
			小・中	高	小・中	高	
支援学校	1 八代支援学校	高島町1-6	4,803	73	17	18	4
	支援学校計			4,803	73	17	18

名称	住所	延床面積(㎡)	
給食センター	1 麦島学校給食センター	迎町1丁目16-1	629
	2 南部学校給食センター	大福寺町2561-1	886
	3 西部学校給食センター	郡築九番町66-12	1,143
	4 中部学校給食センター	島田町1291-1	1,214
	5 千丁学校給食センター	千丁町新牟田1357-2	626
	6 東陽学校給食センター	東陽町南3416-2	449
給食センター計			4,947

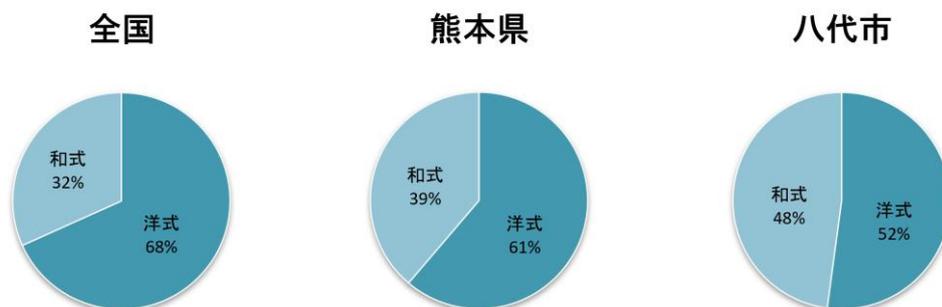
施設合計		延床面積(㎡)
		212,605

■データ元:令和5年度公立学校施設台帳より

※小中学校の延床面積には、寄宿舎、地域学校連携施設、部室、教職員住宅を含む。

※延床面積には本計画の対象とならない100㎡未満の建物を含む。

資料2 小中学校施設のトイレの洋便器率



令和5年9月1日現在

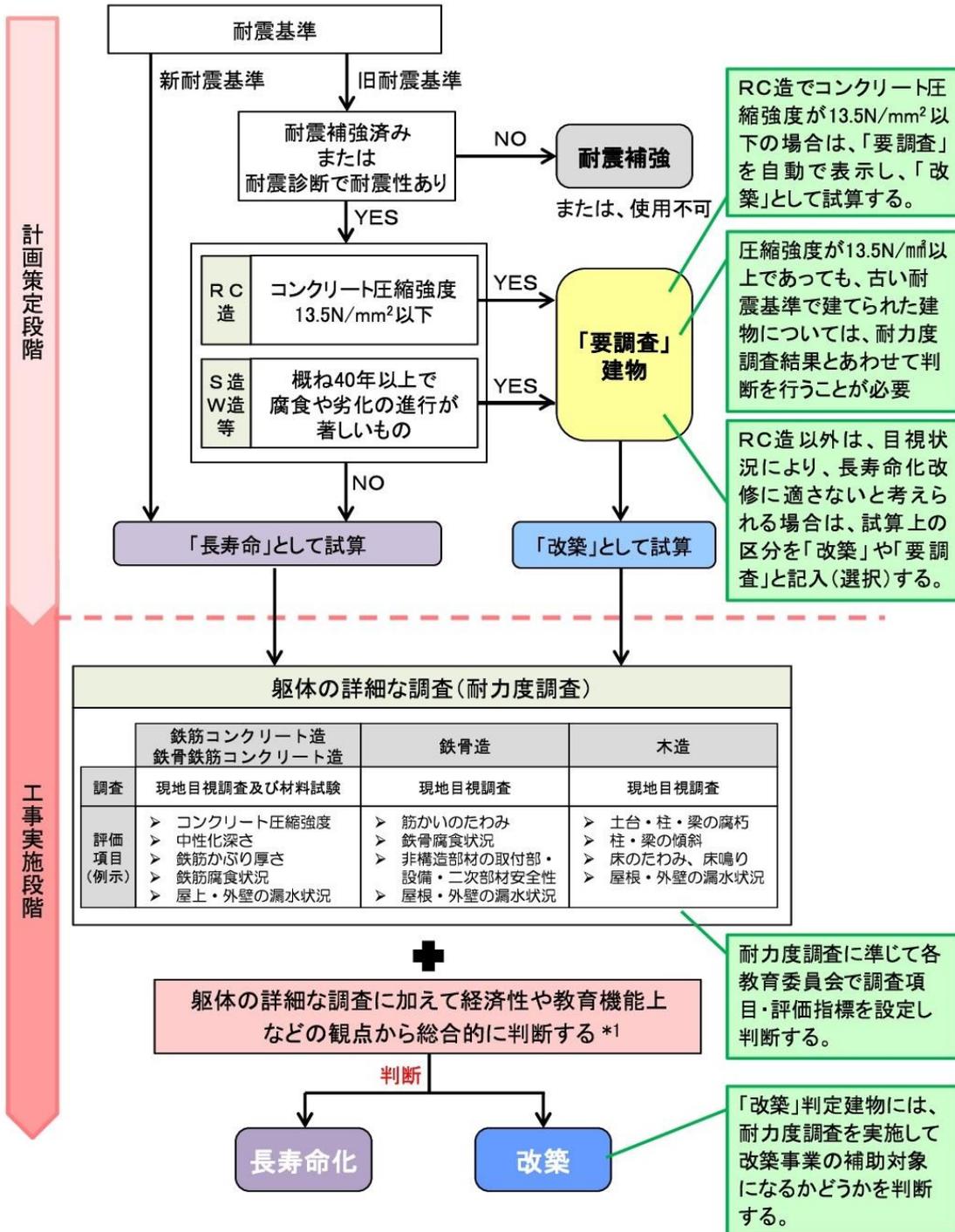
資料3 学校施設等の運営状況

区分	小学校 (24校)	中学校 (15校)	幼稚園 (6園)	特別支援 (1校)	給食センター (6施設)
児童生徒数	5687人	2718人	103人	90人	—
学級数	300学級	133学級	18学級	22学級	—
年間コスト	335,023千円	279,889千円	15,790千円	63,479千円	436,680千円
施設整備費	124,600千円	148,729千円	2,384千円	54,344千円	4,840千円
維持修繕費	33,349千円	24,269千円	4,323千円	900千円	14,858千円
光熱水費・委託費	177,074千円	106,891千円	9,083千円	8,235千円	416,982千円
一人当たりの 年間コスト	約59千円	約103千円	約153千円	約705千円	—

※児童生徒数は令和5(2023)年5月現在、金額は令和5(2023)年度予算の数字を掲載しています。

資料4-1 構造躯体の健全性の把握

長寿命化の判定フロー



*1 例えば、時を重ねて活用され続けた木造建物等は、それ自体が文化財的価値を有することも多く、改築に際しては、こうした観点からの検討も別途行う必要がある。

資料4-2 躯体以外の劣化状況の評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

		評価	基準
良好  劣化	A	概ね良好	
	B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	
	C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	
	D	早急に対応する必要がある （安全性、機能上、問題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し施設運営に支障を与えている）等	

部位の全面的な改修年からの経過年数による評価【内部仕上、電気設備、機械設備】

		評価	基準
良好  劣化	A	20年未満	
	B	20～40年未満	
	C	40年以上	
	D	経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある場合	

学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和5年3月）より

資料4-3 躯体以外の劣化状況の評価基準（屋根・屋上）

評価基準：屋根・屋上		目視状況を写真事例に照らしてA、B、C、Dの4段階で評価する。			
		良好		劣化	
仕様	評価	A	B	C	D
77777777 保護防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、ひび割れ、変質、排水不良、目地シーリングの損傷がある。	 広範囲に、ひび割れ、変質、排水不良、土砂の堆積、雑草、目地シーリングの損傷が見られ、最上階天井に漏水値がある。	 広範囲に、損壊、幅広のひび割れ、排水不良があり、最上階天井に漏水が複数箇所ある。
77777777 露出防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、ふくれ、しわ、変質（摩耗）、排水不良がある。	 広範囲に、ひび割れ、変質（摩耗）、排水不良、土砂の堆積、雑草が見られ、最上階天井に漏水値がある。	 広範囲に、破断、損壊、下地露出、幅広のひび割れがあり、最上階天井に漏水が複数箇所ある。
シート 防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、ふくれ、しわ、変質（摩耗）、排水不良がある。	 広範囲に、ふくれ、しわ、穴あき、変質（摩耗）、排水不良、土砂の堆積、雑草が見られ、最上階天井に漏水値がある。	 広範囲に、破断、めくれ、下地露出があり、最上階天井に漏水が複数箇所ある。
塗膜防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、ふくれ、しわ、変質（摩耗）、排水不良がある。	 広範囲に、ふくれ、しわ、穴あき、変質（摩耗）、排水不良、土砂の堆積、雑草が見られ、最上階天井に漏水値がある。	 広範囲に、破断、めくれ、下地露出があり、最上階天井に漏水が複数箇所ある。
金属板 (長尺、折板、平葺き)	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、塗装のはがれ、さび、変質、シーリング材のひび、金物のひび、金物のさびがある。	 広範囲に、塗装のはがれ、さび、変質、シーリング材のひび、取付金物のさび、部分的な腐食・損傷があり、最上階天井に漏水値がある。	 広範囲に、さび、はがれ、腐食、取付金物の損傷があり、最上階天井に漏水が複数箇所ある。

《解説》

《点検項目》
 ✓ 最上階の天井において、降雨時やその翌日の雨漏りがないか。または、雨漏りが原因とと思われるシミやカビがないか。
 ✓ 防水面において、膨れ、割れ、破れ、穴開きなどがないか。
 ✓ 金属屋根においては、錆・損傷・腐食などがないか。
 ✓ 上記のような劣化現象の箇所数を記入。

《点検の留意点》
 ✓ ルーフドレイン（屋上排水口）や排水溝は、緩い勾配がつけられている屋上で、最も低い部分で、土砂などが溜まりやすくなっており、ここが詰まると屋上に水溜りができてしまい、劣化が進み、漏水が発生する恐れがある。
 ✓ 目視だけでなく、歩行により、浮きや水ぶくれ等がないか確認する。
 ✓ パラペット立上り部分の防水端部で、割れがれ等が無い確認する。
 ✓ 屋内運動場の屋根は、容易に登れない場合は隣接する校舎の屋上等から観察する。
 ✓ 1箇所の劣化現象だけでなく、全体の経年状況等を踏まえる。
 ✓ 現状のまま放置すると、他の場所でも同じように劣化が進行する可能性がある場合は評価を1段階引き下げる。
 ✓ 現状として、降雨時に複数箇所でも雨漏りしている場合はD評価とする。判断を雨漏り痕で行う場合は概ね10箇所以上をD評価とする。ただし、屋上防水は改修済みでも、天井ボードは既存のままとなっている学校が多く、見極める必要がある。

資料4-4 躯体以外の劣化状況の評価基準（外壁）

評価基準：外壁		劣化			
目視状況を写真事例に照らしてA、B、C、Dの4段階で評価する。		良好		劣化	
仕様	評価	A	B	C	D
塗り仕上げ	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、ひび割れ、変質・浮き・はらみ・さび汁・シーリング材のひび割れがある。	 広範囲に、ひび割れ、亀甲状のひび割れ、変質・浮き・剥がれ、さび汁があり、小規模な漏水がある。	 広範囲に、剥落・爆裂・幅広のひび割れがあり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。
タイル張り 石張り	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、ひび割れ、変質・浮き・はらみ・さび汁・シーリング材のひび割れがある。	 広範囲に、ひび割れ、変質・浮き・はらみ・さび汁・シーリング材のひび割れがある。	 広範囲に、剥落・爆裂・幅広のひび割れがあり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。
金属系 パネル	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、さび・変質・シーリング材のひび割れがある。	 広範囲に、さび・変質・シーリング材のひび割れ、取付金物のさびがあり、小規模な漏水がある。	 広範囲に、さび・腐食・ぐらつき・取付金物の腐食があり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。
セメント系 パネル	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、ひび割れ、変質・浮き・はらみ・さび汁・シーリング材のひび割れがある。	 広範囲に、ひび割れ、変質・浮き・はらみ・さび汁・シーリング材のひび割れ、取付金物のさびがあり、小規模な漏水がある。	 欠落・ぐらつき・取付金物の腐食・シーリング材の欠落があり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。
窓 (サッシ)	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)		 部分的に、変形・変質・シーリング材の硬化。	 全体的に、変形・変質・さび・シーリングの硬化・ひび割れが原られる。	 全体的に腐食・損壊・開閉不良があり、漏水がある。

《解説》

- 《点検項目》
- ✓ 外壁において、コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している箇所はないか。
 - ✓ 外壁の室内側において、雨漏りと思われるシミ垂れや塗装の剥がれがないか。また、降雨時や翌日に床面に水溜りができていないか。
 - ✓ 外装材（モルタル・タイル・吹き付け材などの仕上げ材）の亀裂、浮き、剥離、ひび割れ及び破損などがないか。
 - ✓ 建具枠、蝶番などの腐食、変形、ぐらつきなどがないか。
 - ✓ 窓枠と外壁との隙間に施されているシーリング材に硬化、切れ、剥れなどがないか。
 - ✓ 上記のような劣化現象の箇所数を記入。

《点検の留意点》

- ✓ 目視によって外壁の状況を確認する。大きな損傷、変形、腐食などがないかを確認する。
- ✓ 外壁のタイル、モルタルなどに剥落やふくれ、浮きを発見した場合は、直ちに、周囲に立ち入りできないよう措置を行う。また、部分的に打診による浮きの確認をすることが望ましい。
- ✓ スチールサッシは、錆の影響による開閉不良・鍵の破損等について確認する必要がある。
- ✓ 現状として降雨時に複数箇所雨漏りしている場合をD評価とする。判断を雨漏り痕で行う場合は概ね10箇所以上をD評価とする。
- ✓ 鉄筋の露出は、概ね5箇所以上をD評価とする。

資料4-5 躯体以外の劣化状況の評価基準（内部仕上、電気設備、機械設備）

評価基準：内部仕上、電気設備、機械設備									
<p>部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価する。</p> <p>《解説》</p> <p>内部仕上と設備は修繕・改修や点検の履歴を基に、経過年数により4段階で評価することを基本とする。ただし、現地目視により、右頁にあるような事象があれば、それらも加味して総合的に評価すること。</p> <p>対象となる部位、及びC/D評価に該当する事象例を右表に示す。</p> <p>《点検項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部においては、床・壁・天井のコンクリートの亀裂やボード類の浮きや損傷などがないか。 天井ボードの落下や床シートの剥がれなどにより安全性が損なわれているところがないか。 設備機器においては、機器や架台に錆・損傷・腐食などがないか。 設備機器に漏水・漏油などがないか。 給水設備においては、使用水に赤水や異臭がないか。 機器から異音はしていないか。 保守点検や消防の査察などで是正措置等の指摘がないか。 <p>《点検の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 目視によって状況を確認する。大きな損傷、変形、腐食などがないかを確認する。 受変電設備等の高圧機器は、フェンスの外から目視により確認する。 施設管理者からのヒアリングも有効。 目視で評価する場合、複数台あるうち、1台の機器の劣化事象だけで判断するのではなく、設備全体として評価する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する部位</th> <th>CまたはDの事象(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1120 715 1552"> <ul style="list-style-type: none"> 床、天井 内部開口部(扉、窓、防火戸) 室内表示、手すり、固定家具など 照明器具、衛生器具、冷暖房器具 </td> <td data-bbox="336 315 715 1552"> <ul style="list-style-type: none"> 内部仕上げと設備機器について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 特定の教室のみの改修 天井張替え、壁の塗り替え、照明器具交換など、部位、機器のみの改修工事 広範囲(25%以上の面積)または随所(5か所以上)に劣化事象がみられる場合は、評価を1段階下げることを目安とする。  <p>天井材の落下・剥がれ</p>  <p>床のひび割れ</p>  <p>床仕上げの剥がれ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1120 1046 1552"> <ul style="list-style-type: none"> 建物内の分電盤・配線・配管 (電灯・コンセント設備) <p>受変電設備、自家発電設備、幹線設備は、学校施設の共用設備のため対象外とする。</p> </td> <td data-bbox="715 315 1046 1552"> <ul style="list-style-type: none"> 建物内の分電盤・配線・配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 受変電設備の更新 防災設備、放送設備など、単独設備の更新 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 視聴覚室やコンピューター室などの改修(整備)はしているが、他の部分は40年以上経過している場合は、C評価 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1120 1377 1552"> <ul style="list-style-type: none"> 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管・ガス配管 <p>受水槽、高圧水槽、浄化槽、各種ポンプ、屋外配管は、共用設備のため対象外とする。</p> </td> <td data-bbox="1046 315 1377 1552"> <ul style="list-style-type: none"> 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 部分的な修繕等 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水配管の更新済みで、排水配管は40年以上経過している場合は、C評価 給排水配管を一度も更新せず、40年以上経過している場合は、D評価 </td> </tr> </tbody> </table>	該当する部位	CまたはDの事象(例)	<ul style="list-style-type: none"> 床、天井 内部開口部(扉、窓、防火戸) 室内表示、手すり、固定家具など 照明器具、衛生器具、冷暖房器具 	<ul style="list-style-type: none"> 内部仕上げと設備機器について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 特定の教室のみの改修 天井張替え、壁の塗り替え、照明器具交換など、部位、機器のみの改修工事 広範囲(25%以上の面積)または随所(5か所以上)に劣化事象がみられる場合は、評価を1段階下げることを目安とする。  <p>天井材の落下・剥がれ</p>  <p>床のひび割れ</p>  <p>床仕上げの剥がれ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物内の分電盤・配線・配管 (電灯・コンセント設備) <p>受変電設備、自家発電設備、幹線設備は、学校施設の共用設備のため対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物内の分電盤・配線・配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 受変電設備の更新 防災設備、放送設備など、単独設備の更新 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 視聴覚室やコンピューター室などの改修(整備)はしているが、他の部分は40年以上経過している場合は、C評価 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管・ガス配管 <p>受水槽、高圧水槽、浄化槽、各種ポンプ、屋外配管は、共用設備のため対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 部分的な修繕等 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水配管の更新済みで、排水配管は40年以上経過している場合は、C評価 給排水配管を一度も更新せず、40年以上経過している場合は、D評価
該当する部位	CまたはDの事象(例)								
<ul style="list-style-type: none"> 床、天井 内部開口部(扉、窓、防火戸) 室内表示、手すり、固定家具など 照明器具、衛生器具、冷暖房器具 	<ul style="list-style-type: none"> 内部仕上げと設備機器について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 特定の教室のみの改修 天井張替え、壁の塗り替え、照明器具交換など、部位、機器のみの改修工事 広範囲(25%以上の面積)または随所(5か所以上)に劣化事象がみられる場合は、評価を1段階下げることを目安とする。  <p>天井材の落下・剥がれ</p>  <p>床のひび割れ</p>  <p>床仕上げの剥がれ</p>								
<ul style="list-style-type: none"> 建物内の分電盤・配線・配管 (電灯・コンセント設備) <p>受変電設備、自家発電設備、幹線設備は、学校施設の共用設備のため対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物内の分電盤・配線・配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 受変電設備の更新 防災設備、放送設備など、単独設備の更新 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 視聴覚室やコンピューター室などの改修(整備)はしているが、他の部分は40年以上経過している場合は、C評価 								
<ul style="list-style-type: none"> 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管・ガス配管 <p>受水槽、高圧水槽、浄化槽、各種ポンプ、屋外配管は、共用設備のため対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> 部分的な修繕等 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水配管の更新済みで、排水配管は40年以上経過している場合は、C評価 給排水配管を一度も更新せず、40年以上経過している場合は、D評価 								

学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和5年3月）より

資料5 改修等の整備水準

部位	現状(建築時)の整備レベル	修繕レベル	大規模改造レベル	長寿命化改修レベル	
外部仕上げ	屋根・屋上	アスファルト防水 塗膜防水 シート防水 鉄板葺き(瓦棒) (断熱なし)	部分補修 トップコート塗り替え (断熱なし)	改質アスファルト防水改修 塗膜防水改修 板金改修 カバー工法改修 (断熱なし)	アスファルト防水保護工法改修 フッ素樹脂鋼板葺き替え (断熱あり)
	外壁	薄塗材(リシン) 複層塗材(吹付けタイル) 湿式ALC 湿式塗り壁 (断熱なし)	浮き部補修 クラック補修 (断熱なし)	外壁複合改修(ピンネット工法等) 浮き部全面補修 防水型複層塗材 乾式ALC改修 乾式壁改修 (断熱なし)	外壁複合改修(ピンネット工法等) 浮き部全面補修 防水型複層塗材 コンクリート中性化対策 乾式壁更新 高耐久仕上げ材塗り替え (断熱あり)
	外部建具	アルミサッシ スチールサッシ	シーリング打ち替え 開閉調整程度	既存サッシの強化ガラス交換 スチール建具のアルミサッシ改修	サッシ交換 複層ガラス等
	その他外部	コンクリート庇 スチール手摺	部分補修 (既存のまま)	手摺等の全面塗装改修 (既存のまま)	手摺等の更新 日射抑制措置
内部仕上げ	内部仕上げ(教室等)	フローリングブロック Pタイル EP塗装 ボードEP塗装	部分補修 部分塗り替え	床補修 壁・天井更新 黒板・棚等更新	内装の全面撤去・更新 (木質化)
	内部仕上げ(体育館・武道場)	フローリング 柔道畳	部分補修 (既存のまま)	フローリング全面改修 床下地全面改修 柔道畳更新 壁・天井更新	内装の全面撤去・更新 (木質化)
	トイレ	ウエット(タイル張り) 和式便器	部分補修 (既存のまま)	内装の全面撤去・更新 洋式化	内装の全面撤去・更新ドライ化
	外部建具	アルミサッシ スチールサッシ	シーリング打ち替え 開閉調整程度	既存サッシの強化ガラス交換 スチール建具のアルミサッシ改修 網戸設置	サッシ交換 複層ガラス等 網戸設置
	その他外部	コンクリート庇 スチール手摺	部分補修 (既存のまま)	手摺等の全面塗装改修 (既存のまま)	手摺等の更新 日射抑制措置
設備	電気設備	蛍光灯	蛍光灯(Hf)更新 LED照明一部取替	LED照明に全面改修 電線管の改修 受電設備更新	電気設備全面更新 太陽光発電設備設置 屋外照明等の整備
	給排水衛生設備	建設時の便器 建設時の給排水管	部分補修・交換	節水型便器に改修 給排水管部分改修	衛生設備機器の全面更新 給排水管の全面更新 雨水・中水利用
	空調設備	換気扇 エアコン	部分補修・交換	省エネ型エアコン設置	空調設備の全面更新 省エネ型機器への更新
バリアフリー	建築	段差・階段	スロープ設置 手摺設置	大規模な段差解消	段差の全面的な解消
	トイレ	車椅子非対応トイレ 多目的トイレ非設置 手摺非設置	部分改修	車椅子対応多目的トイレ設置 手摺設置	車椅子対応多目的トイレ設置 手摺設置
	昇降機	エレベータなし	段差解消機設置	車椅子対応エレベーター設置	車椅子対応エレベーター設置
学習環境	ICT設備	パソコン室	部分改修	タブレット・電子黒板の導入 ネットワーク環境全面改修	
	少人数学習等	空き教室利用 簡易間仕切り利用	部分改修	多目的室の整備	移動間仕切りの標準設置
防災・防犯	建築	なし	部分改修	非構造部材の耐震化 屋上避難用階段設置 災害用備蓄倉庫設置	非構造部材の耐震化 屋上避難用階段設置 災害用備蓄倉庫設置
	停電対応	なし		ポータブル発電機導入 太陽光設備導入 蓄電池整備 非常用電源切替設備	非常用自家発電設備 太陽光設備導入 蓄電池整備 非常用電源切替設備
	給排水設備	なし		災害時飲料用受水槽 (耐震性)	災害時飲料用受水槽 (耐震性)
	防犯カメラ・インターホン	なし		防犯カメラの部分的整備 インターホン整備・更新	防犯カメラ整備 インターホン更新

資料6 関連する計画等

- ・ 八代市総合計画
(第二次:平成30年3月策定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0038757/index.html>)
- ・ 八代市公共施設等総合管理計画
(令和4年3月一部改定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00317987/index.html>)
- ・ 八代市公共施設個別施設計画
(令和4年3月策定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00317987/index.html>)
- ・ 八代市行財政改革大綱
(令和4年2月一部見直し <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00323492/index.html>)
- ・ 八代市教育振興基本計画
(第3期:令和4年3月策定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00317259/index.html>)
- ・ 八代市教育大綱
(第3期:令和4年3月策定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00317262/index.html>)
- ・ 八代市立学校規模適正化基本方針
(平成23年1月策定)
- ・ 八代市立学校規模適正化基本計画
(平成23年10月策定)
- ・ 八代市立幼稚園再編基本計画
(令和6年8月策定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00322667/index.html>)
- ・ 八代市学校給食施設あり方検討会 提言書
(平成29年3月提言)
- ・ 八代市学校給食施設再編整備方針
(令和4年2月策定)
- ・ 八代市学校給食施設基本計画
(令和5年3月策定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00319731/index.html>)
- ・ ゼロカーボンシティ宣言
(令和4年2月表明 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00316996/index.html>)
- ・ ゼロカーボンやつしろ推進計画
(令和5年11月策定 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00321064/index.html>)

八代市学校施設等整備保全計画

発行／八代市教育委員会
〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25
TEL:0965-33-6134 FAX:0965-33-6136
E-mail:sisetsu@city.yatsushiro.lg.jp